

7. 子ども・子育て支援



大和市マスコットキャラクター「みずべー」(©1993 YAMATO CITY)

子ども・子育て支援（1）

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
1. 児童福祉	206				
(1) こどもまんなか 児童福祉週間	206			○	
(2) 手当の支給	207				
ア. 児童手当	207	○	○	○	
イ. 物価高対応子育て応援手当	208	○			
(3) 子育て何でも相談・応援センター（こども家庭センター事業）	208	○	○	○	
(4) 要保護児童対策地域協議会	209			○	
(5) 妊婦のための支援事業	209	○	○	○	
(6) 子育て支援センター	209				
ア. 子育て何でも相談	210	○	○	○	
イ. 子育てサロン	210	○	○	○	
ウ. 情報提供	210	○	○	○	
(7) つどいの広場「こどもーる」	211				
ア. 利用状況	212	○	○	○	
イ. 相談件数	213	○	○	○	
(8) 利用者支援事業（「保育コンシェルジュ」）	213	○	○	○	
(9) 屋内こども広場	215	○	○	○	
(10) 大和市子育て支援施設（きらきらぼし）	215	○	○	○	
(11) ファミリーサポートセンター事業	215	○	○	○	
(12) 子育て世帯訪問支援事業	216	○	○	○	
(13) ペアレントトレーニング事業	216				
(14) ショートステイ事業	216				
(15) 助産施設、母子生活支援施設入所	217	○	○	○	
(16) 子ども医療費助成事業	218		○	○	
2. 母子（父子）福祉	218				
(1) ひとり親家庭などの相談	218	○		○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	「こどもまんなか 児童福祉週間」実施要領	S22.	こども総務課
0歳～ 高校3年生相当 年齢	児童手当法	S47. 1	こども総務課
	大和市物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱	R 7. 11	//
全ての妊産婦・ 子育て世代・子 ども	児童福祉法 母子保健法	R 6. 4	すくすく子育て課
	児童福祉法 大和市要保護児童対策地域協議会運営要綱	H18. 3	//
妊産婦	子ども・子育て支援法 大和市妊婦支援給付金事務取扱規則	R7. 4	//
	大和市子育て支援センター事業規則	H11.12	こども総務課
	//	//	//
	//	//	//
	大和市つどいの広場こどもーる事業要綱	H19.10	こども総務課
	//	//	//
	子ども・子育て支援法	H27. 7	ほいく課
	大和市屋内こども広場条例	H28.11	//
	大和市子育て支援施設条例	H30. 4	//
	児童福祉法 子ども・子育て支援法 大和市ファミリーサポートセンター事業実施要綱	H23.10	すくすく子育て課
	児童福祉法、子ども・子育て支援法 大和市養育支援訪問事業実施要綱	H18. 6	//
			//
			//
	児童福祉法	S57. 4	こども総務課
0歳～ 高校3年生相当 年齢	大和市子ども医療費助成条例	H 7.10	//
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	S34.	こども総務課

子ども・子育て支援（2）

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
(2) 母子福祉団体への助成	219			○	
(3) 手当の支給	219				
ア. 児童扶養手当	219	○		○	
イ. ひとり親家庭等家賃助成事業	220			○	
(4) 資金貸付	221				
ア. 母子・父子福祉資金貸付	221	○	○		
イ. 寡婦福祉資金貸付	222	○	○		
(5) ひとり親家庭等医療費助成事業	225		○	○	
(6) 母子家庭等自立対策支援事業	225				
ア. 自立支援教育訓練給付金	225	○		○	
イ. 高等職業訓練促進給付金等	226	○		○	
ウ. 特定高等職業訓練促進給付金	226		○		
エ. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金	227	○		○	
(7) その他	227				
ア. JR定期乗車券の購入時の割引	227				
イ. 水道料金の減免	227				
ウ. たばこの小売販売業の許可基準の緩和	227				
エ. 遺族年金	227				
オ. 寡婦年金・死亡一時金	227				
カ. 税の軽減	228				
3. 子どもの発達相談支援	228				
(1) 相談	229			○	
(2) 訓練・支援	229				
ア. 個別支援	230			○	
イ. グループ支援	230			○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	大和市補助金交付規則	S52.	こども総務課
0歳～ 高校3年生相当 年齢	児童扶養手当法	S37. 1	こども総務課
0歳～20歳未満	大和市ひとり親家庭等の家賃の助成に関する条例	S49. 4	//
0歳～20歳未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法	S40. 3	こども総務課
	//	//	//
0歳～ 高校3年生相当 年齢	大和市ひとり親家庭等医療費助成条例	H 4. 4	//
0歳～20歳未満	大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱	H16. 4	こども総務課
	大和市高等職業訓練促進給付金等実施要綱	//	//
	神奈川県高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱	R 6. 4	//
	大和市ひとり親家庭等高等学校卒業認定試験合格支援事業実施要綱	H27.10	//
	東日本旅客鉄道株式会社特定者用定期乗車券発売規則	S62. 4	こども総務課
	神奈川県県営上水道条例施行規則	S51. 4	水道局
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	S39. 7	日本たばこ産業(株)
	国民年金法		保険年金課 年金事務所
	//		//
	所得税・地方税法		市民税課 税務署
	発達障害者支援法 こどもの発達相談支援システム推進事業運営要領	H21. 4	すくすく子育て課
	発達障害者支援法 こどもの発達相談支援システム推進事業運営要領	H21. 4	すくすく子育て課
	//	//	//

子ども・子育て支援（３）		ページ	財 源 内 訳			
			国	県	市	その他
	(3) 地域支援	230				
	ア. 地域施設等への支援	230	○	○	○	
	イ. 市民に対しての普及・啓発	231			○	
	(4) 他業務への職員派遣	231				
	ア. 特別支援教育巡回相談チームへの参加	231			○	
	イ. ことばの教室・はぐくみの教室入級審査会への参加	231			○	
	(5) 児童通所サービス等について（児童福祉法）	232	○	○	○	
	4. 保育所	232				
	(1) 保育所定員数及び入所者数	232			○	
	(2) 管理運営等	233				
	ア. 保育時間	233			○	
	イ. 障がい児保育	235			○	
	ウ. 給食業務	237			○	○
	エ. 全国市長会学校災害賠償補償保険	239			○	
	オ. 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済	239			○	
	カ. 全国私立保育連盟ほいくのほけん・こどもえんのほけん	240			○	
	キ. 地域育児センター事業	240			○	
	ク. 一時預かり事業	244	○	○	○	
	ケ. 休日保育	246	○	○	○	
	コ. 病児保育事業	247	○	○	○	○
	(3) 保育所の運営費等	247	○	○	○	○
	(4) 民間保育所等運営費補助金	251	○	○	○	○
	(5) 私設保育施設（認可外保育施設）助成	252				
	ア. 届出保育施設助成	252	○	○	○	
	イ. 認定保育施設助成	252			○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	発達障害者支援法 こどもの発達相談支援システム推進事業運営要領	H21. 4	すくすく子育て課
	//	//	//
	発達障害者支援法 こどもの発達相談支援システム推進事業運営要領	H21. 4	教育委員会指導室
	//	//	//
0歳～18歳	児童福祉法 大和市障害児通所給付費の支給等に関する規則	H24. 4	すくすく子育て課
0歳～5歳	児童福祉法	S22.12	ほ い く 課
0歳～5歳			//
0歳～5歳	大和市保育所設置条例施行規則	S62. 3.26	//
0歳～5歳	//		//
0歳～5歳			//
0歳～5歳		S62.12. 6	//
0歳～5歳		H16.10. 1	//
0歳～5歳	独立行政法人日本スポーツ振興センター法	H13.10. 1	//
0歳～5歳			//
0歳～5歳	大和市地域育児センター事業実施要領	H21. 4. 1	//
0歳～5歳			//
0歳～5歳			//
0歳～ 小学6年生	病児保育事業実施要綱	H20. 3	//
0歳～5歳	子ども・子育て支援法	H27. 4. 1	//
0歳～5歳	大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱	//	//
0歳～5歳	大和市届出保育施設利用者支援事業助成金交付要綱	H14.10. 1	ほ い く 課
0歳～3歳	大和市認定保育施設事業実施要綱 大和市認定保育施設補助金交付要綱		//

子ども・子育て支援（４）

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
(6) 認可外保育施設等の子育てのための施設等利用給付	253	○	○	○	
(7) 公立保育所の整備状況	254			○	
(8) 私立保育所の整備状況	255			○	
5. 幼稚園	259				
(1) 幼稚園の子育てのための施設等利用給付	259				
ア. 私学助成幼稚園の教育時間の利用料に対する助成	259	○	○	○	
イ. 幼稚園の預かり保育の利用料に対する助成	259	○	○	○	
(2) 私立幼稚園等特別支援教育費補助金	259				
ア. 補助対象幼稚園等	260			○	
イ. 補助額	260			○	
ウ. 補助対象児童数	260			○	
(3) 私立幼稚園等職員研修費及び運営管理費補助金・大和私立幼稚園協会補助金	260			○	
(4) 私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金	260	○	○	○	
(5) 一時預かり支援事業補助金	260			○	
6. 認定こども園	261				
(1) 幼保連携型認定こども園	261		○		
(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園	261		○		
(3) 市内の認定こども園の整備状況	262	○		○	
(4) 定員数及び入所者数	262			○	
7. 地域型保育事業	262				
(1) 小規模保育事業	263			○	
(2) 市内の小規模保育事業の整備状況	263	○		○	
(3) 定員数及び入所者数	265			○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
0歳～5歳	子ども・子育て支援法	R元. 10. 1	ほ い く 課
0歳～5歳			//
0歳～5歳	大和市保育所等整備事業費補助金交付要綱 大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱		//
3歳～5歳	子ども・子育て支援法	R元. 10. 1	ほ い く 課
	//	//	//
3歳～5歳	大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱	S60. 4. 1	ほ い く 課
	//	//	//
	//	//	//
3歳～5歳	大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱	S43. 4. 1	//
3歳～5歳	//	H26. 4. 1	//
3歳～5歳	//	H27. 4. 1	//
0歳～5歳	就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律	H27. 4. 1	ほ い く 課
0歳～5歳	//	H29. 4. 1	//
0歳～5歳 3歳～5歳	大和市認定こども園整備事業補助金交付要綱	H27. 4. 1	//
0歳～5歳 3歳～5歳	就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律	//	//
0歳～2歳	大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例	H27. 4. 1	ほ い く 課
0歳～2歳	大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱	//	//
0歳～2歳	大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例	//	//

子ども・子育て支援（5）

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
8. 子どもの保健・衛生	265				
（1）母子保健	265				
ア. 健康診査	265				
（ア）妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査	265	○		○	
（イ）産後健康診査	265	○		○	
（ウ）新生児等聴覚検査	266			○	
（エ）4か月児健康診査（集団健診）	266			○	
（オ）8か月児健康診査（個別健診）	266			○	
（カ）1歳6か月児健康診査	266			○	
（キ）3歳6か月児健康診査（集団健診）	267			○	
（ク）乳幼児健康診査等経過相談	267			○	
イ. 母子保健相談指導	267			○	
（ア）妊娠届の受付及び親子（母子）健康手帳の交付	267			○	
（イ）母親父親（プレママ・パパ）教室	267			○	
（ウ）やまとイクメン講座	268			○	
（エ）離乳食教室	268			○	
（オ）幼児（1歳児育児）教室	268			○	
（カ）幼児食（おべんとう）教室	268			○	
（キ）定例育児相談（電話相談等随時相談除く）	268			○	
（ク）おやこ教室	268			○	
（ケ）2歳児歯科相談	269			○	
（コ）子育て何でも応援メール配信	269	○	○	○	
（サ）食育講演会	269			○	
（シ）食事支援教室（こどもピクニック）	269			○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
妊婦	母子保健法	H 9. 4	すくすく子育て課
産婦	//	H 2. 4	//
3か月児未満	//	R 5. 4	//
4か月児	//	H 9. 4	//
8か月～ 10か月児	//	//	//
1歳6か月～ 1歳8か月児	//	S53.	//
3歳6か月～ 3歳8か月児	//	H 9. 4	//
乳幼児	//	R 6. 4	//
妊産婦・乳幼児	//	S54. 5	//
妊婦	//	S54.	//
初めて父母と なる方	//	H 4.	//
これから父とな る方とその妻	//	H26.	//
4か月～8か月児 と保護者	//	H 7.	//
1歳0か月～ 1歳3か月児と 保護者	//	H25. 4	//
就学前の3歳 以上の幼児と 保護者	//	H21.	//
乳幼児と保護者	//	S53.	//
1歳6か月～ 2歳6か月児と 保護者	//	H22. 4	//
2歳0か月～ 2歳11か月児と 保護者	//	H 9.	//
妊産婦・乳児の 保護者等	//	H29. 7	//
乳幼児と保護者	母子保健法 食育推進計画	H27. 4	//
乳幼児と保護者	母子保健法	H25.	//

子ども・子育て支援（6）

		ページ	財 源 内 訳			
			国	県	市	その他
	ウ. 妊産婦・乳幼児訪問指導	269	○	○	○	
	エ. 永久歯萌出期歯科保健支援事業	270			○	
	オ. 不妊治療（先進医療）費助成事業	270		○	○	
	カ. 不育症治療費助成事業	270			○	
	キ. 出産費用助成事業	270			○	
	ク. 未熟児養育医療給付事業	271	○	○	○	
	ケ. 産後ケア事業	271	○		○	
9. 青少年健全育成		273				
(1) 青少年健全育成都市宣言推進事業		273				
	ア. 青少年問題協議会	273			○	
	イ. 都市宣言関連事業	274			○	
(2) 児童館管理運営事業		274			○	
(3) こども食堂支援事業		277	○		○	
(4) 放課後児童クラブ事業		278				
	ア. 公営及び委託民営放課後児童クラブ	278	○	○	○	○
	イ. 民営放課後児童クラブ	279	○	○	○	○
(5) 親子ふれあい推進事業（親子ナイトウォークラリー）		279		○	○	
(6) こども体験事業		280				○

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
妊産婦・乳幼児	母子保健法 児童福祉法	H 9. 4	すくすく子育て課
4歳～5歳児と 保護者	大和市永久歯萌出期歯科保健事業補助金交付要綱	H 1. 4	//
不妊治療が 必要な夫婦	大和市不妊治療（先進医療）費助成事業実施要綱	R 6. 4	//
不育症治療が 必要な夫婦	大和市不育症治療費助成事業実施要綱	H23. 10	//
第3子以降を 出産した保護者	大和市出産費用助成事業実施要綱	H26. 10	//
0歳	大和市養育医療に関する規則	H25. 4	こども総務課
0歳児の乳児と 産婦	大和市産後ケア事業費用助成実施要綱	R 2. 4	すくすく子育て課
	地方青少年問題協議会法 大和市附属機関の設置に関する条例 大和市青少年問題協議会規則	S49. 4	こども青少年課
		//	//
6歳～16歳未満、 付添人のある 0歳～6歳未満	大和市児童館条例 大和市児童館条例施行規則	S48. 1	//
0歳～18歳未満 と保護者	大和市こども食堂支援事業補助金交付要綱	H29. 1	//
小学校1年生 ～6年生	児童福祉法 大和市放課後児童クラブ事業条例 他	S60. 1	こども青少年課
小学校1年生 ～6年生	//	//	//
18歳未満の子どもとその保護者 又は成人責任者。（チーム内に市内在住、在学、在勤者を含む）	大和市親子ナイトウォークラリー実施要領	S58. 4	//
	こども体験事業実施要領	H26. 4	//

1. 児童福祉

児童福祉法における児童とは18歳に満たない者をいい、児童を次のように分けている。

- ◎ 乳児・・・満1歳に満たない者
- ◎ 幼児・・・満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
- ◎ 少年・・・小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者

大和市こども計画

全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、令和5年4月、こども施策を総合的に推進するため、国は「こども基本法」を施行した。そして同年12月に「こども大綱」を閣議決定し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会、いわゆる「こどもまんなか社会」の実現に向けた基本的な方針等が示された。

こども基本法において、こども大綱や都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めること、また、既存の各法令に基づくこども施策に関する計画と一体のものとして作成することができる、とされていることから、第2期大和市子ども・子育て支援事業計画（ハートンプラン）の計画期間終了に伴い、市では、ニーズ調査やこどもの意見聴取を行い、「大和市子ども・子育て会議」での意見を踏まえて、子ども・子育て支援事業計画など、こども施策に関連した計画を包含した「大和市こども計画」を令和7年3月に策定した。

大和市子ども・子育て会議

委員の構成 教育・保育・保健福祉等の事業に従事する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者、事業主代表、労働者代表、関係行政機関の職員、市民公募会議等の開催 令和7年度 開催数 6回

（こども総務課政策調整係）

(1) こどもまんなか 児童福祉週間

こども家庭庁は、5月5日から1週間を「こどもまんなか 児童福祉週間」と定め、こどもたちの健やかな育成について国民全体で考えることを呼びかけている。期間中、こども総務課窓口他で標語を印刷した啓発物品を配布する。

標語 令和8年度 「いこうぜ！みんな キラキラのあしたへ ゴーゴゴー！」

令和7年度 「いつだって まんまるまんなか こどもたち」

令和6年度 「すきなこと どんどんふやして おおきくなあれ」

令和5年度 「小さなて みんなではぐくみ 育ててく」

（こども総務課政策調整係）

(2) 手当の支給

家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している父母等に児童手当を支給する。

令和6年10月分(12月支給分)から、所得制限の廃止、高校卒業相当年齢までの支給期間の延長、第3子以降の手当額の増額(第3子以降の多子加算のカウント対象を22歳年度末までに延長)を行う制度改正が実施された。

また、令和7年度には、長期化する物価高において、子育て世帯を支援し、こどもたちの健やかな成長を応援するため、児童手当受給者等に対し、物価高対応子育て応援手当を支給した。

ア. 児童手当

① 手 当 額 (月額)

令和6年9月分まで

児童の年齢	第1子・第2子	第3子	特例給付
3歳未満	15,000円	15,000円	5,000円
3歳以上～小学生	10,000円	15,000円	
中学生	10,000円	10,000円	

令和6年10月分から

児童の年齢	第1子・第2子	第3子	特例給付
3歳未満	15,000円	30,000円	—
3歳以上～高校生年代	10,000円		

② 支給対象 高校卒業相当年齢までの児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。)を養育している父母等

③ 支 給 月 4月、6月、8月、10月、12月、2月

子ども・子育て支援

④ 児童手当・特例給付受給者数及び支給対象児童数

	5		6				7	
			2 月分～9 月分		10 月分～1 月分			
	受給者数	支給対象 児童数	受給者数	支給対象 児童数	受給者数	支給対象 児童数	受給者数	支給対象 児童数
児童手当 (被用者)	12,728	20,017	12,308	19,370	17,221	27,779	17,158	27,641
児童手当 (非被用者)	2,741	4,300	2,622	4,120	3,190	5,247	3,132	5,112
特例給付 (被用者)	1,331	2,020	1,375	2,108	—	—	—	—
特例給付 (非被用者)	42	70	61	100	—	—	—	—
合 計	16,842	26,407	16,366	25,698	20,411	33,026	20,290	32,753
支給額 (円)	3,425,125,000		3,892,310,000				4,953,510,000	

(手当医療係)

イ. 物価高対応子育て応援手当

支給対象 (児童1人あたり 20,000 円)	受給者数	支給対象児童数	支給額 (円)
令和7年9月分の児童手当受給者等	22,278	36,099	721,980,000

(手当医療係)

(3) 子育て何でも相談・応援センター (こども家庭センター事業)

児童福祉法に基づき、妊娠を考えたときから妊娠・出産・子育て期に切れ目ない相談支援を実施し、安心して妊娠・子育てができる環境をつくることを目的として実施。

「親子(母子)健康手帳」の交付時に、すべての妊婦との面接を実施。電話や来所による相談により、妊娠婦や乳幼児等の状況を把握し適切な助言や必要な支援に繋がるよう専門職が対応。

	5	6	7
電話相談延べ件数	1,451	1,326	1,320
来所相談延べ件数	240	274	280
妊娠届出面接延べ件数	1,859	1,747	1,769
合 計	3,550	3,347	3,369

(母子保健係、家庭こども相談係)

児童虐待をはじめ支援が必要な子育て家庭や妊産婦に対し、関係機関と連携して相談支援を行う。

養護相談

	5		6		7	
	相談対応 児童 実人数	相談 延べ回数	相談対応 児童 実人数	相談 延べ回数	相談対応 児童 実人数	相談 延べ回数
虐待	414	1,705	476	2,301	623	2,879
その他	241	918	175	549	195	707
合 計	655	2,623	651	2,850	818	3,586

(家庭こども相談係)

(4) 要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の早期発見やその適切な保護及び支援を図るため、児童相談所や警察、保育所や幼稚園等の関係機関等がその子どもや家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応するために、平成 17 年度に要保護児童対策地域協議会を設置した。

協議会の開催（令和 7 年度）

代表者会議 1 回

実務者会議 2 回

実務者地区会議 12 回

(家庭こども相談係)

(5) 妊婦のための支援事業

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」とともに、妊娠出産時の用品購入や支援サービス利用費用の負担を軽減する経済的支援「妊婦支援給付金」を一体的に実施する。

	5	6	7
妊婦支援給付金①支給件数	—	—	1,810
出産応援ギフト支給件数	2,106	1,851	0
妊婦支援給付金②支給件数	—	—	1,475
子育て応援ギフト支給件数	1,893	1,825	243

※令和 6 年度まで「出産・子育て応援事業」、令和 7 年度より制度化され「妊婦のための支援事業」に変更 (母子保健係)

(6) 子育て支援センター

子育て家庭の育児不安を解消するため、育児相談・子育てサロン・子育てサークル育成等を行い、地域の中でゆとりをもって育児が楽しめる環境をつくる。

また、地区民児協やボランティアグループの支援活動に対し、スタッフを派遣し、連携を図るための情報交換を行う。

令和 5 年度から「社会福祉法人敬愛会」が指定管理者として運営している。

子ども・子育て支援

ア. 子育て何でも相談

来所、電話、FAX 等により子育てに関するあらゆる相談に支援センタースタッフが応じる。

利用状況

(単位：件)

	5	6	7
発育発達	186	252	235
生活習慣	196	251	234
健康	108	94	81
家庭	116	160	136
育児・しつけ	186	299	310
その他	192	233	208
合 計	984	1,289	1,204

(こども総務課政策調整係)

イ. 子育てサロン

支援センターを開放し、親子の交流の場、親同士の交流の場とする。(令和 7 年度 292 日開設)

※まごころ地域福祉センター中規模改修のため、令和 5 年 8 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日まで、桜丘学習センターにて子育てサロンを実施。

利用状況

(単位：人)

	5	6	7
0 歳	999	1,974	1,933
1 歳	799	1,648	1,929
2 歳	282	789	1,035
3 歳	164	328	514
4 歳	105	151	189
5 歳	35	101	103
6 歳 その他	9	17	41
保護者	2,093	4,370	4,752
合 計	4,486	9,378	10,496
1 日平均	15.3	32.0	35.9

(こども総務課政策調整係)

ウ. 情報提供

子育て支援センターだより、利用促進のための周知チラシ及び子育て情報誌(冊子版及び電子書籍版)の発行、参考図書の貸し出しを行う。

(こども総務課政策調整係)

(7) つどいの広場「こどもーる」

子育て親子が気軽に集え、相談ができ、子育て情報を得られる施設をつどいの広場「こどもーる」として運営している。

大和市こどもーる中央林間	場所	市民交流拠点ポラリス プレイルーム内
	時間	午前 9 時～午後 5 時 (日・土・年末年始を除く市民交流拠点ポラリスの開館日)
	運営	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ チャイルドケア
大和市こどもーる鶴間	場所	イオンモール大和 4 階 ライトコート入口
	時間	午前 10 時～午後 6 時 (年末年始を除くイオンモール大和開店日)
	運営	特定非営利活動法人 地域家族しんちゃんハウス
大和市こどもーる大和	場所	こどもの城 2 階
	時間	午前 9 時～午後 5 時 (年末年始を除く毎日)
	運営	社会福祉法人 県央福祉会
大和市こどもーる高座渋谷	場所	イオン大和店 3 階 モーリーファンタジー内
	時間	午前 9 時～午後 2 時 (日・月・木・土・年末年始を除くイオン大和店開店日)
	運営	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ チャイルドケア

(こども総務課政策調整係)

子ども・子育て支援

ア. 利用状況

感染症等拡大防止のため、一部入替制で運営。

大和市こどもーる中央林間

(令和7年度 256 日開設)

(単位：人)

	5	6	7
0 歳	5,658	5,063	5,076
1 歳	6,171	7,163	6,698
2 歳	1,674	3,239	3,294
3 歳	644	993	1,226
4 歳	149	26	7
5 歳	101	11	0
6 歳	60	5	0
その他	47	3	0
保護者	14,028	16,271	16,299
合計	28,532	32,774	32,600
1 日平均	111.5	128.0	127.3

大和市こどもーる大和

(令和7年度 359 日開設)

(単位：人)

	5	6	7
0 歳	3,721	4,021	4,394
1 歳	5,598	5,428	5,832
2 歳	2,153	2,309	2,410
3 歳	712	1,045	856
4 歳	4	2	2
5 歳	1	9	0
6 歳	4	7	0
その他	4	13	80
保護者	11,851	12,542	13,472
合計	24,048	25,376	27,046
1 日平均	66.8	70.7	75.3

大和市こどもーる鶴間

(令和7年度 359 日開設)

(単位：人)

	5	6	7
0 歳	3,016	3,531	3,930
1 歳	3,888	4,919	4,114
2 歳	807	1,622	1,508
3 歳	213	168	363
4 歳	57	71	50
5 歳	51	43	50
6 歳	19	9	5
その他	50	7	10
保護者	7,731	9,407	9,663
合計	15,832	19,777	19,693
1 日平均	44.0	55.1	54.9

大和市こどもーる高座渋谷

(令和7年度 154 日開設)

(単位：人)

	5	6	7
0 歳	1,228	1,109	1,117
1 歳	1,674	1,572	2,096
2 歳	893	886	732
3 歳	240	233	245
4 歳	42	28	45
5 歳	32	9	28
6 歳	17	4	4
その他	3	4	2
保護者	3,867	3,559	4,060
合計	7,996	7,404	8,329
1 日平均	52.3	48.4	54.1

(こども総務課政策調整係)

イ. 相談件数

大和市こどもーる中央林間 (単位：人)

	5	6	7
発達相談	959	1,101	958
生活習慣	565	728	619
健康	66	77	57
家庭	70	104	59
栄養	147	142	89
育児・しつけ	885	1,058	1,058
その他	59	34	51
合計	2,751	3,244	2,891

大和市こどもーる大和 (単位：人)

	5	6	7
発達相談	1,423	1,309	1,660
生活習慣	913	791	1,054
健康	442	408	608
家庭	439	332	236
栄養	406	306	381
育児・しつけ	1,239	1,597	1,797
その他	490	495	580
合計	5,352	5,238	6,316

大和市こどもーる鶴間 (単位：人)

	5	6	7
発達相談	557	515	741
生活習慣	522	439	556
健康	298	282	288
家庭	525	554	716
栄養	387	323	507
育児・しつけ	651	555	688
その他	24	14	27
合計	2,964	2,682	3,523

大和市こどもーる高座渋谷 (単位：人)

	5	6	7
発達相談	23	24	16
生活習慣	12	7	17
健康	5	1	2
家庭	8	6	2
栄養	111	90	181
育児・しつけ	28	37	8
その他	2	3	8
合計	189	168	234

(こども総務課政策調整係)

(8) 利用者支援事業（「保育コンシェルジュ」）

平成 27 年 7 月より、子どもの預け先など、それぞれの家庭のニーズに合った保育サービスの情報を提供する専門の相談員「保育コンシェルジュ」による相談業務を開始。

令和 8 年 4 月現在、大和市北部の大和市子育て支援施設(きらきらぼし)、中部①の大和市保健福祉センター、中部②のこどもの城、中部③の大和市文化創造拠点シリウス、南部のまごころ地域福祉センターの 5 か所にて相談を受けつけている。

子ども・子育て支援

保育コンシェルジュ相談件数

中部①

1回40分/1日6件の枠で相談を実施

北部・南部・中部②・中部③

1回40分/1日4件の枠で相談を実施

(南部 まごころ地域福祉センターは令和5年8月から令和6年2月まで中規模改修工事に伴い一時休止。休止の間は、大和市文化創造拠点シリウスにて相談を実施)

北部（実施場所：大和市子育て支援施設（きらきらぼし））

（単位：件）

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
5	36	34	36	35	39	46	49	24	6	17	19	14	355
6	20	30	34	24	26	33	54	10	8	21	16	14	290
7	27	19	33	42	29	40	62	19	7	11	22	15	326

中部①（実施場所：大和市保健福祉センター）

（単位：件）

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
5	38	73	68	51	59	86	109	36	21	29	20	45	635
6	42	54	51	55	48	73	88	34	12	40	29	26	552
7	48	44	57	54	62	74	98	35	22	44	46	39	623

中部②（実施場所：こどもの城）

（単位：件）

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
5	11	7	13	19	15	1	—	—	2	3	5	8	84
6	5	5	9	11	8	5	21	—	4	6	9	12	95
7	7	16	27	11	20	28	25	14	11	6	12	11	188

中部③（実施場所：大和市文化創造拠点シリウス）

（単位：件）

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
5	—	—	—	—	11	7	—	—	6	10	13	—	47
6	7	5	8	7	7	8	7	—	7	8	6	6	76
7	14	8	14	14	15	15	14	4	9	8	11	11	137

南部（実施場所：まごころ地域福祉センター）

（単位：件）

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
5	7	3	9	4	—	—	—	—	—	—	—	6	29
6	5	1	6	4	4	7	5	—	1	3	1	0	37
7	5	4	3	4	5	5	3	—	1	—	—	—	30

（利用調整係）

(9) 屋内こども広場

「屋内公園事業」と「保育施設事業」を展開する屋内こども広場を、文化創造拠点シリウス内において指定管理者が運営している。

			5	6	7
屋内公園事業	げんきっこ広場（人）	こども（3歳～小学校2年生）	39,140	43,585	44,422
		おとな	34,482	40,228	39,966
	ちびっこ広場（人）	こども（～2歳）	24,963	23,493	21,695
		おとな	28,674	26,842	24,670
保育施設事業	保 育 室（人）		1,935	2,078	1,985
	育児相談（件）		47	66	28

（保育指導係）

(10) 大和市子育て支援施設（きらきらぼし）

幼稚園や認定こども園の教育時間の前後に預かり保育を実施し、当施設から幼稚園等へ通園バスが利用可能な「送迎ステーション事業」、保護者のリフレッシュなど理由を問わず預けることが可能な「託児事業」、保育士による無料の子育て相談など多様化する子育てニーズに応えた子育て支援施設を、中央林間東急スクエア内において指定管理者が運営している。

	5	6	7
送迎ステーション事業（月平均在籍人数）	33	34	33
託児事業（人）	3,584	2,948	2,836
子育て相談（件）	87	90	62

（保育指導係）

(11) ファミリーサポートセンター事業

仕事と子育ての両立支援など、子育て家庭における育児負担の軽減を図ることを目的とし、地域における子育て援助活動を支援し、保育園や小学校、放課後児童クラブ等の送迎、一時預かり、病児の預かりや病児保育室への送迎等を行うファミリーサポートセンター事業を実施している。

	5	6	7
活動回数	8,155	9,375	10,443
活動延べ時間	10,834	11,966	14,835

（家庭こども相談係）

子ども・子育て支援

(12) 子育て世帯訪問支援事業

(単位：回)

家事、育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援をしている（令和5年度までは養育支援訪問事業として実施）。

また、配食サービスを通じた見守り「こども宅食やまと」を実施している。

	5	6	7
育 児	472	167	202
家 事	0	18	64

(単位：食)

	5	6	7
こども宅食	487	230	645

(家庭こども相談係)

(13) ペアレントトレーニング事業

令和7年度から、子どもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達段階に応じた子どもの関わり方等の知識や方法を身につける支援を行うペアレントトレーニングを実施している。

	7	
	体験講座	本講座
回数	2	10
実人数	21	6
延人数	35	54

(発達支援係、家庭こども相談係)

(14) ショートステイ事業

令和7年度から、保護者の病気や出産、介護、出張、育児疲れ等で一時的に家庭での養育が難しいときに子どもを宿泊で預かる子育て短期支援（ショートステイ）事業を実施している。

	7
件数	34
日数	104

(家庭こども相談係)

(15) 助産施設、母子生活支援施設入所

妊産婦が保健上必要であるにもかかわらず、経済的に入院助産を受けることができない場合、助産施設を利用して出産する。

また、18歳未満の児童がいる母子世帯の母が、生活上のいろいろな問題のために子どもの養育が十分にできないなど、母子ともに保護が必要な場合、母子生活支援施設に入所する。

助産施設入所実施件数

階 層 \ 年 度	5	6	7
A 生活保護法による被保護世帯	4	3	4
B 前年度分の市民税非課税世帯	0	0	0
C 所得税が課税されていない世帯	0	0	0
D その他やむを得ない特別の理由がある場合	0	0	0
件 数 合 計	4	3	4
入 所 費 (円)	1,251,940	2,507,610	1,450,420
一件当たり入所費 (円)	312,985	835,870	362,605

母子生活支援施設入所実施件数

階 層 \ 年 度	5	6	7
A 生活保護法による被保護世帯	0	0	0
B 前年度分の市民税非課税世帯	0	0	0
C 所得税が課税されていない世帯	0	0	0
D その他やむを得ない特別の理由がある場合	0	0	0
件 数 合 計	0	0	0
入所措置費 (円)	0	0	0
一件当たり入所措置費 (円)	0	0	0

(手当医療係)

子ども・子育て支援

(16) 子ども医療費助成事業

市内に住所があり、健康保険に加入している子どもが、病気やけがなどにより医療機関で受診した場合、保険診療の自己負担分を助成する。

助成内容

対象者	助成内容
0歳～高校卒業年齢相当まで	通院・入院（所得制限なし）

※令和5年4月より所得制限を廃止した。

※令和5年8月より対象を高校卒業相当年齢まで拡大した。

対象者数と医療助成費の推移

	5	6	7
対象者数（人）	34,254	34,229	34,019
受診件数	495,390	542,055	518,059
医療助成費（円）	995,639,988	1,096,069,351	1,078,122,414

（手当医療係）

2. 母子（父子）福祉

◎ 母子（父子）家庭とは

夫（妻）と死別・離婚等により、現に配偶者のない女子（男子）が、20歳未満の子どもを扶養している家庭をいう。

◎ 寡婦とは

配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母親として20歳未満の子どもを扶養していたことのある者をいう。

（手当医療係）

(1) ひとり親家庭などの相談

母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行うなどひとり親家庭の福祉の増進に努めている。

種類別相談件数

	5	6	7
生活一般相談（住宅・医療・就職）	1,829	1,821	1,479
児童相談（養育・教育・就職）	320	287	273
生活援護相談（資金・年金・手当・保護）	1,195	1,049	924
その他の相談（福祉施設の利用等）	28	44	25
合計	3,372	3,201	2,701

（手当医療係）

(2) 母子福祉団体への助成

大和市母子寡婦福祉会「むぎの穂」に対して
会員相互の親睦と相扶共済を図り生活の向上
と母子寡婦福祉の充実を目的として助成して
いる。

	5	6	7
会員世帯数	64	48	42

① 助 成 額 74,000 円（令和 7 年度助成額）

② 主な活動 大和市母子寡婦福祉会では、母子の集い、新年会、募金活動等により会員相互の親睦
を図っている。

（手当医療係）

(3) 手当の支給

父母の離婚、父又は母の死亡などにより父親又は母親と生計を同じくしていない児童について、児
童扶養手当を支給することにより母子世帯、父子世帯等の生活の安定と児童の福祉の増進を図る。

（手当医療係）

ア. 児童扶養手当

(ア) 児童扶養手当支給要件

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母から 1 年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母がDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が 1 年以上拘禁されている児童
- ⑧ 婚姻しない（事実婚を含む）で生まれた児童
- ⑨ 父母ともに不明である児童（孤児など）

①～⑨のいずれかの状態に
置かれている児童の母又は
父、その他の養育者が、その
児童（18歳に達する日以後
の最初の 3 月31日までの間
にある者又は20歳未満で障
がいの状態にある者）を監
護又は養育している場合

（手当医療係）

(イ) 児童扶養手当支給制限

次のようなときは、支給されない。

- a 児童やその母又は父（養育者を含む）が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けられるとき。
 - (a) 平成 26 年 12 月分から、公的年金額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の児童
扶養手当を受給できるようになった。
 - (b) 令和 3 年 3 月分から、障害基礎年金等を受給している方は、児童扶養手当の額が障害年金
の子の加算部分を上回る場合、その差額分を児童扶養手当として受給できるようになった。
- b 母又は父（養育者を含む）、母又は父の配偶者、又は扶養義務者の前年の所得が次の表の制限
額を超えるとき。（令和 6 年 11 月分から受給者本人の所得制限限度額を緩和）

（手当医療係）

子ども・子育て支援

(ウ) 児童扶養手当所得制限限度額及び手当額

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

扶養 親族等の数(人)	区分	本人（請求者）の所得制限限度額		配偶者及び扶養義務者の所得制限限度額
	支給月額	全額支給 児童 1 人 48,050 円	一部支給 (所得に応じて算出)	
0		690,000	2,080,000	2,360,000
1		1,070,000	2,460,000	2,740,000
2		1,450,000	2,840,000	3,120,000
3		1,830,000	3,220,000	3,500,000
4		2,210,000	3,600,000	3,880,000

(手当医療係)

(エ) 児童扶養手当受給者数

	5	6	7
受給者数(人)	1,375	1,353	1,298
支給額(円)	727,911,070	733,630,770	745,413,010

※令和 6 年 11 月分から第 3 子以降の加算額を増額

(手当医療係)

イ. ひとり親家庭等家賃助成事業

母子家庭の母、父子家庭の父又は父母に代わって20歳未満の子どもを養育している人で貸家などを借りている人を対象に、月額 1 万円を限度として支給。

ただし、本市に 1 年以上住んでいない人、生活保護を受けている人又は家賃が月額 24,000 円以下の人は対象にならない。

	5	6	7
件 数	776	739	711
支給金額(円)	91,362,580	87,054,262	83,461,687
平均家賃額(円)	62,714	63,038	63,515

(手当医療係)

(4) 資金貸付

ア. 母子・父子福祉資金貸付

20 歳未満の子どもがいる母子・父子家庭の生活の安定と向上のために必要な資金を貸付ける。

資金貸付状況

		5	6	7
就学支度	小学	0	0	0
	中学	0	0	0
	高校	2	2	2
	大学	1	1	1
	専修	1	0	1
修 学	小学	0	0	0
	中学	0	0	0
	高校	0	0	2
	大学	0	2	2
	専修	1	0	0
事業開始		0	0	0
事業継続		0	0	0
住 宅		0	0	0
就職支度		0	0	0
技能習得		0	1	1
生 活		1	1	4
転 宅		0	0	2
修 業		0	0	0
医療介護		0	0	0
児童扶養		0	0	0
計	件 数	6	7	15
	貸付金額（円）	2,950,850	5,669,630	11,134,086

(手当医療係)

子ども・子育て支援

イ. 寡婦福祉資金貸付

20 歳以上の子を扶養している配偶者のない女子等の生活の安定と向上のために必要な資金を貸し付ける。

資金貸付状況

		5	6	7
就学支度		0	0	0
修 学		0	0	0
事業開始		0	0	0
事業継続		0	0	0
住 宅		0	0	0
就職支度		0	0	0
技能習得		0	0	0
生 活		0	0	0
転 宅		0	0	0
修 業		0	0	0
療 養		0	0	0
児童扶養		0	0	0
結 婚		0	0	0
計	件 数	0	0	0
	貸付金額（円）	0	0	0

（手当医療係）

母子・父子・寡婦福祉資金一覧表 (注) 児童=20 歳未満 子=20 歳以上 (令和 8 年 4 月 1 日現在)

資 金 名	内 容	貸付対象	母子・父子・寡婦福祉資金貸付限度額 (円)
事業開始資金	事業を開始するために必要な設備、什器、備品等の購入資金	母 父 寡婦	3,720,000
事業継続資金	現在継続中の事業に必要な商品、材料等を購入する資金	//	1,860,000
技能習得資金 [免 許]	技能や資格を得るために必要な交通費、授業料、材料等の資金	//	月額 68,000 [460,000]
就職支度資金	就職に必要な洋服、履物、自動車等を購入する資金[自動車購入]	母 父 児童 寡婦	110,000 [340,000]
住 宅 資 金	住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な資金	母 父 寡婦	保全、補修 1,500,000 建設、購入、増改築 2,000,000
転 宅 資 金	住居の移転に際し、住宅の賃借、家財運搬等に必要な資金	//	260,000
医療介護資金	医療、介護サービスを受けるために必要となる経費にあててための資金	母 父 児童 寡婦	医療 340,000 介護 500,000

(手当医療係)

子ども・子育て支援

資金名	内 容	貸付対象	母子・父子・寡婦福祉資金貸付限度額 (円)
生 活 資 金	技能習得、医療介護資金を借り受けている期間及び母子家庭となって7年未満の者、失業期間中、家計急変者（児童扶養手当制度における所得制限限度未満の所得となったもの）の生活費補給資金	母 父 寡婦	技能習得 月額 79,000 又は 141,000 医療介護 月額 79,000 又は 118,000 失業、単独 月額 79,000 又は 118,000 家計急変 月額 48,050 児童扶養手当に準拠した額（全部支給の額）の範囲内
修 学 資 金	子どもが、高校・大学等に修学するために必要な資金	児 童 子	私立高校 自宅通学者 月額 45,000 (45,000) 自宅外通学者 月額 52,500 (52,500) 私立短大 自宅通学者 月額 93,500 (86,500) 自宅外通学者 月額 131,000 (110,500) 私立大学 自宅通学者 月額 108,500 (95,000) 自宅外通学者 月額 146,000 (121,000) 私立大学院 修士課程 月額 132,000 (132,000) 博士課程 月額 183,000 (183,000) 上記以外に、公立校など別途設定あり ※()内は、年収 900 万円以上の場合のみ
就学支度資金	子どもの入学に必要な資金（小・中学校については、所得制限あり）	//	小学校 91,600 中学校 101,000 高校等 公立 150,000 私立 410,000 大学等 公立 420,000 私立 580,000 専修一般 150,000
修 業 資 金 [免 許]	子どもが事業開始又は就職するために知識技能を修得するのに必要な資金	//	月額 68,000 [460,000]
結 婚 資 金	子どもが結婚をするに当たり必要な経費及び家具・什器等を購入する資金	母 父 寡婦	340,000

(手当医療係)

(5) ひとり親家庭等医療費助成事業

母子・父子家庭等の母・父等と児童（原則として、満 18 歳になった日以後最初の 3 月 31 日まで）が病院などで受診したときに、支払うべき健康保険の自己負担額を助成する。ただし、生活保護や他の医療費助成を受けていないこと、また、母子・父子家庭等の母又は父等の前年の所得が一定の限度額を超えないことが条件となる。

ひとり親としての所得要件は、児童扶養手当の一部支給制限者と同額（220 ページ児童扶養手当所得制限限度額を参照）。

対象者数（令和 8 年 3 月 31 日現在）

	対 象 世 帯 数				対象者数 (人)
	国保 加入者	社保 加入者	後期高齢者医 療加入者	計	
母 子 家 庭	523	758	0	1,281	3,170
父 子 家 庭	21	25	0	46	116
養育者家庭	3	5	2	10	22
合 計	547	788	2	1,337	3,308

対象者数と医療助成費の推移

	5	6	7
対象者数（人）	3,516	3,463	3,308
受診件数	52,993	51,672	49,871
医療助成費（円）	138,931,761	133,019,074	134,224,849

（手当医療係）

(6) 母子家庭等自立対策支援事業

ア．自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、対象教育訓練を受講し、修了した場合にその経費の 60%を支給する。（雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けることができる者には、その支給額との差額を支給。）

子ども・子育て支援

(ア) 下限は、1 万 2 千 1 円

(イ) 上限は、① 雇用保険の一般教育訓練給付又は特定一般教育訓練給付の対象となる講座を受講した場合、最大 20 万円

② 雇用保険の専門実践教育訓練給付の対象となる講座を受講した場合、修学年数×40 万円、最大 160 万円

※受講修了後 1 年以内に資格取得し、就職等した場合にはその経費の 85%（60%に相当する額が既に支給されている場合は、85%に相当する額から 60%に相当する額を差し引いた額）を支給する。上限は、修学年数×60 万円、最大 240 万円。

	5	6	7
件 数	5	2	5
支給額（円）	329,644	57,320	661,528

（手当医療係）

イ. 高等職業訓練促進給付金等

母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、6 月以上養成機関等で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給する。（令和 3 年 4 月 1 日から修業期間の要件を 1 年以上から 6 月以上に緩和。）

平成 25 年度以降の入学者については、修業期間の全期間（上限 4 年）、月額 100,000 円（最終 1 年間は月額 140,000 円）（住民税非課税世帯）又は月額 70,500 円（最終 1 年間は月額 110,500 円）（住民税課税世帯）を支給する。（平成 25 年 4 月から父子家庭の父も対象となる。）

	5	6	7
件 数	17	18	13
支給額（円）	15,385,500	16,223,000	9,639,000

（手当医療係）

ウ. 特定高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が、特に人手不足となっている看護師、介護福祉士及び保育士の資格取得のため、養成機関等で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金に上乗せして支給する。

扶養している児童が 2 人以下の世帯は月額 30,000 円、扶養している児童が 3 人以上の世帯は月額 40,000 円を支給する。（令和 6 年 4 月から開始。）

	5	6	7
件 数	-	6	3
支給額（円）	-	1,590,000	600,000

（手当医療係）

エ. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金

高等学校を卒業していない（退学を含む。）ひとり親家庭の親又は子が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し対象講座を受講した場合に、給付金を支給する。（平成 27 年 10 月から）

受講開始時給付金 受講費用の 40%（4 千円を超えるもので 10 万円を上限）

受講修了時給付金 受講費用の 50%（受講開始時給付金とあわせて 20 万円を上限）

合格時給付金 受講費用の 60%（受講開始時給付金、受講修了時給付金とあわせて上限 50 万円）

	5	6	7
件 数	0	0	0
支給額（円）	0	0	0

（手当医療係）

(7) その他

ア. JR 定期乗車券の購入時の割引

児童扶養手当を受給している世帯の方や、生活保護世帯の方が JR 通勤定期券を購入する場合、3 割引となる。

（手当医療係）

イ. 水道料金の減免

児童扶養手当、特別児童扶養手当、遺族基礎年金等を受給している方は、申請により県営水道の基本料金などが減免される。

（県企業庁水道局）

ウ. たばこの小売販売業の許可基準の緩和

母子家庭や寡婦の方がたばこ小売販売業の申請をしたときは、許可基準を緩和して許可するよう配慮されている。

（日本たばこ産業㈱）

エ. 遺族年金

配偶者が死亡したとき、その方によって生計を支えられていた妻や夫又は子に年金が支給される。加入していた年金により、遺族基礎年金、遺族厚生年金などの種類がある。

（保険年金課、年金事務所）

オ. 寡婦年金・死亡一時金

第 1 号被保険者として保険料を 10 年以上納めた（免除期間を含む）夫が、老齢基礎年金などを受けずに死亡した場合、妻に 60 歳から 65 歳の間、寡婦年金が支給される。

また、保険料を 3 年以上納めた方が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金や寡婦年金を受けられない場合、死亡一時金が支給される。

（保険年金課、年金事務所）

子ども・子育て支援

カ. 税の軽減

母子・父子家庭や寡婦の方で、お子さんと生計を同じくしている場合などは、所得税や住民税の控除を受けられる場合がある。

寡婦（夫）控除の額（令和元年分以前）

		所得税控除額	住民税控除額
寡婦（夫） 控除	扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が 500 万円以下である寡婦（夫）	35 万円	30 万円
	上記以外の寡婦	27 万円	26 万円
寡 夫 控 除		27 万円	26 万円

※上記寡婦(夫)控除が受けられる者で、合計所得額が 125 万円以下の場合は、住民税が非課税となる。

ひとり親控除の額（令和 2 年分以後）

		所得税控除額	住民税控除額
ひとり親 控除	生計を一にする子を有し、かつ合計所得金額が 500 万円以下である者（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと）	35 万円	30 万円

※上記ひとり親控除が受けられる者で、合計所得額が 135 万円以下の場合は、住民税が非課税となる。

寡婦（夫）控除の額（令和 2 年分以後）

		所得税控除額	住民税控除額
寡婦（夫） 控除	ひとり親控除に該当せず、合計所得金額が 500 万円以下である者（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと）	27 万円	26 万円

※上記寡婦控除が受けられる者で、合計所得額が 135 万円以下の場合は、住民税が非課税となる。
(市民税課、税務署)

3. 子どもの発達相談支援

◎ 基本方針

障がい児の人権を守り、ノーマライゼーションを目指し、子どものニーズに対応して地域の中で生活することへの支援を実施する。

また、それを支える有効で効果的な子どもの発達相談支援システムの推進を目指す。支援にあたっては、発達に関する専門スタッフが相談を受けるとともに、それぞれの子どもに適した方法（個別・グループ）により訓練・支援を行う。

また、認可保育所等への、巡回相談や訪問等により技術的な助言などの支援を行う。

発達に関する専門スタッフ

相談員 4（保育士 3、保健師 1）、言語聴覚士 1、保育士 1、

心理発達支援員・心理相談員（心理士）5、機能訓練支援員 2（作業療法士 1、理学療法士 1）、

発達相談グループ指導補助員（保育士）3

(1) 相談

心身の発達に遅れや障がいのある子ども等、またその家族に対して、発達・生活上の相談に応じる。

新規相談及び継続指導 (単位：件)

	5	6	7
新 規 相 談	430	434	433
前年からの継続	278	269	242
合 計	708	703	675

新規相談内容

	5	6	7
運動機能の相談(歩けないなど)	19	28	18
社会性の相談(集団に入れないなど)	345	324	363
ことばの相談(ことばの遅れなど)	217	212	174
保護者の負担が大きい・不安が強い	84	89	95
集 団 へ の 参 加 の 希 望	2	1	1
そ の 他	13	6	5
合 計	680	660	656

※重複あり

新規相談の主な来所経緯

	5	6	7
相談機関(児相・他市等)	9	7	5
再 相 談	1	2	4
保育所・幼稚園・学校	104	143	167
母 子 保 健	206	168	149
医 療 機 関	17	24	12
庁 内 他 相 談 窓 口	18	14	17
友 人 ・ 知 人	23	24	24
広 報 ・ 情 報	50	45	51
そ の 他	2	7	4
合 計	430	434	433

新規相談年齢別件数

	5	6	7
0 ～ 1 歳 児	96	101	87
2 ～ 3 歳 児	244	211	220
4 ～ 5 歳 児	90	122	126
合 計	430	434	433

(発達支援係)

(2) 訓練・支援

面接や行動観察・検査などを通して子どもの心身の状況や問題を確認し、来所・訪問などにより、個別又はグループでの訓練・支援を行う。

子ども・子育て支援

ア. 個別支援

子どもやその家族の状況や問題に応じて、各スタッフが必要な頻度で、来所又は訪問により個別に訓練・支援を行う。

スタッフ別個別訓練・支援状況

	5		6		7	
	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数
相談員	673	1,176	698	1,292	631	1,147
心理士	589	1,114	577	1,142	457	1,015
保育士	85	104	63	70	40	50
言語聴覚士	120	441	152	518	145	533
理学療法士	47	69	51	79	69	99
作業療法士	49	75	52	85	69	99
合 計	1,563	2,979	1,593	3,186	1,411	2,943

(発達支援係)

イ. グループ支援

子どもやその家族が、地域の中で生き生きとした生活を送ることができるようにグループ活動を通して支援する。

年齢や活動性に応じてグループを構成し、保育士を中心に、相談員、心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士と連携しながら支援を行う。

	5	6	7
グループ数	10	9	8
人数	103	94	76
回数	175	153	126
延べ人数	654	564	458

(発達支援係)

(3) 地域支援

ア. 地域施設等への支援

地域の各施設（保育所、幼稚園、その他）より相談があった場合に、訪問又は来所により関係スタッフが支援を行う。

また、保育所・幼稚園に対しては巡回相談による支援を行う。

地域施設支援状況

	5		6		7	
	支援施設数	回数	支援施設数	回数	支援施設数	回数
保育所	82	298	70	274	70	212
幼稚園	23	99	22	94	22	93
その他	1	2	1	2	0	0
合 計	106	399	93	370	92	305

(発達支援係)

イ. 市民に対しての普及・啓発

発達障がいなどの正確な理解や相談窓口の周知などを目的とした、普及・啓発事業を実施する。
また、自閉症児への対応についての勉強会として、自閉症療育講座等を開催する。

発達障がい普及・啓発事業 ※1

	5	6	7
実施回数	0	1	2
参加人数	0	135	389

自閉症療育講座 ※2

	5	6	7
実施回数	7	7	7
参加人数	735	702	846

※1 令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを受け、事業再開に向けた検討・準備を行い、令和6年度は講演会を実施、令和7年度は映画会と講演会を実施

※2 オンラインによる実施。参加人数は、当日参加数と見逃し配信アクセス数の合計
(発達支援係)

(4) 他業務への職員派遣

ア. 特別支援教育巡回相談チームへの参加

特別支援教育巡回相談チーム会議(年3回)に出席し、大和市における特別支援教育の推進を支援する。

(教育委員会指導室)

イ. ことばの教室・はぐくみの教室入級審査会への参加

ことばの教室・はぐくみの教室入級審査会(各年4回)に出席し、入級を希望している児童について、入級の妥当性を審査する。

(教育委員会指導室)

子ども・子育て支援

(5) 児童通所サービス等について（児童福祉法）

発達に心配のある子どもへの日常生活における基本的な動作指導・集団生活への適応訓練などの福祉サービスを提供する。

サービス名	概 要	利用状況（利用者数）		
		5	6	7
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援。	435	440	441
放課後等デイサービス	就学児への生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援。	877	936	1026
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援など。	31	49	70
サービス利用計画	支援サービスの利用に関する児童支援利用計画等の作成や関係者との連絡調整などの支援。（支給決定者数）	1,299	1,390	1,477

※令和7年度版から、利用状況の数値を各年度3月末時点に変更した（ただし、サービス利用計画は各年度4月1日時点）。

（発達支援係）

4. 保育所

保育所は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の理由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とするときは、それらの児童を保育所において保育しなければならないとの規定に基づき、日々保護者の委託を受けて保育する施設である。令和8年4月1日現在、公立保育所4園、社会福祉法人等の設置する私立保育所58園の計62園がある。

(1) 保育所定員数及び入所者数

（各年度4月1日現在）

	6			7			8		
	公立	私立	合計	公立	私立	合計	公立	私立	合計
園 数	4	54	58	4	56	60	4	58	62
定 数	490	4,010	4,500	490	4,128	4,618	490	4,155	4,645
入所者数	425	3,971	4,396	424	4,083	4,507	402	4,048	4,450
入所率（％）	86.73	99.03	97.69	86.53	98.91	97.60	82.04	97.42	95.80

（利用調整係）

(2) 管理運営等

ア. 保育時間

(ア) 保育標準時間 保護者がフルタイム勤務（月就労時間が 120 時間以上）の場合を想定した保育時間で、午前 7 時から午後 6 時までの原則 11 時間の利用が可能である。

なお、午後 6 時以降の利用は延長料金が発生する。

（保育時間は、園によって異なる。）

（認定管理係）

(イ) 保育短時間 保護者がパートタイム勤務（月就労時間が 64 時間以上、120 時間未満）の場合を想定した保育時間で、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの 8 時間（原則的な保育時間という）の利用が可能である。

なお、原則的な保育時間以外の利用は延長料金が発生する。

（保育時間は、園によって異なる。）

（認定管理係）

子ども・子育て支援

(ウ) 原則的な保育時間を超える時間の児童数

(各年度5月1日現在)

			5		6		7	
			原則的な 保育時間 を超える 時間の 児童数	実児童数	原則的な 保育時間 を超える 時間の 児童数	実児童数	原則的な 保育時間 を超える 時間の 児童数	実児童数
緑野	平日	7:00～ 8:30	64	80	61	78	67	76
		16:30～18:00	77		69		53	
		18:00～19:00	10		12		18	
	土曜日	7:00～ 8:30	7		9		5	
		16:30～18:00	8		12		8	
若葉	平日	7:00～ 8:30	75	100	80	104	69	82
		16:30～18:00	80		68		82	
		18:00～19:00	19		7		8	
	土曜日	7:00～ 8:30	12		14		11	
		16:30～18:00	15		14		14	
草柳	平日	7:00～ 8:30	70	86	61	88	78	88
		16:30～18:00	89		86		69	
		18:00～19:00	7		9		11	
	土曜日	7:00～ 8:30	4		27		12	
		16:30～18:00	7		22		12	
福田	平日	7:00～ 8:30	67	81	77	95	101	99
		16:30～18:00	72		84		98	
		18:00～19:00	11		11		11	
	土曜日	7:00～ 8:30	21		21		29	
		16:30～18:00	17		17		28	
合計	平日	7:00～ 8:30	276	347	279	365	312	345
		16:30～18:00	318		307		302	
		18:00～19:00	47		39		48	
	土曜日	7:00～ 8:30	44		71		57	
		16:30～18:00	47		65		62	

(保育指導係)

イ. 障がい児保育

障がいの有無に関わらず、全ての子どもが関わり合い、生活することにより、共に育ち合うことを目的として実施する。

(ア) 障がい児（保育士加配を必要とする児童）の保育所別入所状況

公立 (各年度4月1日現在) (単位：人)

	6	7	8
緑野	5	8	10
若葉	18	15	14
草柳	9	14	16
福田	19	17	12
合計	51	54	52

(利用調整係)

私立(幼保連携型認定こども園、小規模保育事業含む。)

(各年度4月1日現在) (単位：人)

	6	7	8		6	7	8
渋谷	2	2	2	あっぷる※	8	5	4
下和田	1	2	3	虹の子	0	1	1
深見台	3	4	3	もこもこ	1	1	1
モニカ	2	3	3	高座みどり	1	2	2
若草	3	2	3	のりまき	0	0	0
つきみ野すこやか	1	1	0	ハミングきっず	0	0	0
もみの木	0	4	6	あけぼの	0	0	0
十六山	2	1	0	さなぎっこ	0	0	0
パレット	3	2	2	つきみ野雲母	1	0	1
南林間	0	0	0	高座渋谷もりのこ	0	0	0
おひさまのほっぺ	2	2	1	わらべ	1	0	0
アスク大和	1	2	1	大和オハナ	2	2	3
さくらの森※	1	2	2	ふたば林間	4	2	3
アスク南林間	2	3	3	大和湘南	0	0	1
ナーサリーT&Y	0	0	0	さくらのつぼみ	0	0	0
アスク大和南	5	4	4	おだんご	0	0	0
キンダーやまと	0	0	0	なないろ	0	0	0
木の子	3	1	4	くれよん	1	0	0
アスク大和東	4	4	4	おそらのぽっけ	3	3	3
西鶴間※	4	6	5	まなびの森中央林間	0	0	0
中央林間もりのこ	1	3	3	南林間雲母	1	2	1
アスク鶴間	4	5	3	中央林間幼稚園	0	0	0
まめわかば	0	0	0	プリンス	0	0	0
高座渋谷ゆめいろ※	3	5	3	キンダーりんかん	0	0	0
大和ひまわり※	0	0	1	ヴィラまなびの森	0	0	0

子ども・子育て支援

(単位：人)

	6	7	8		6	7	8
おむすび	0	0	0	マザーグース	0	0	1
まあむベイビーズ	0	0	0	はひふへさくらがおか	0	0	0
たんぽぽ	0	0	0	モミヤマ	0	0	0
あおば	0	0	0	スクルド大和代官	0	0	0
つきみ野湘南	1	2	1	スクルド高座渋谷	1	0	0
とこちゃん	8	3	5	スクルド中央林間	3	4	1
深見台雲母	5	0	0	スクルド高等町	1	2	1
よつばベビー	0	0	0	桜ヶ丘はないろ	1	0	0
大和 YMCA	0	0	0	みらいのこども	4	1	0
ぽとふ大和	0	0	0	あーす中央林間	1	2	2
第2くれよん	0	0	0	大和はないろ	3	2	4
フェリーチェ大和	0	0	0	やなぎ幼稚園	0	0	0
つきみ野駅前雲母	1	1	0	みらいみなみりんかん	0	0	0
中央林間雲母	1	1	0	はなえみ南林間	0	0	0
高座渋谷雲母	1	1	1	つきみ野幼稚園	0	0	0
フェリーチェ中央林間	0	0	0	中央林間ハート	—	0	0
ぽとふ大和第2	0	0	0	木下中央林間	—	0	0
はひふへかみわだ	0	0	0	たんぽぽ中央林間	—	—	0
あーす南林間	3	4	4	桜ヶ丘ゆめいろ	—	—	1
ななつぼし	1	2	1	聖セシリア	—	—	0
アミーつきみ野	0	0	0	合計	105	101	98

※については分園を含む合計値。ただし、高座渋谷ゆめいろは令和7年度までが分園を含む合計値。

(利用調整係)

ウ. 給食業務

(ア) 給食業務の役割

給食は、子どもの心身の発達、健康の保持増進、よい生活習慣づくりを身につけるために重要な役割を持っている。

また、他の子どもとのかかわりを通して豊かな食の体験を積み重ね、楽しく食べる体験を通して食への関心を育み、食を営む力の基礎を培う「食育」を推進している。

(保育指導係)

(イ) 公立保育所と家庭の栄養配分

3 歳 未 満 児 (1、2 歳)	朝 食 25%	おやつ 10%	昼 食 30%	おやつ 10%	夕 食 25%
年 齢	家 庭	保 育 所			家 庭
3 歳 以 上 児 (3、4、5 歳)	朝 食 30%	昼 食 30%	おやつ 10%	夕 食 30%	

(保育指導係)

(ウ) 食材料費（公立保育所）

	5	6	7
園 数	4	4	4
賄材料費総額（円）	42,180,935	49,018,144	49,364,098
喫食者延べ数（園児＋職員）	117,545	119,382	119,665
食材料費（円）（1 人 1 日当たり）	350	410	410

(保育指導係)

(エ) 公立保育所給食献立表

毎月の献立は園長、副園長、保育士、管理栄養士、栄養士、調理師等が意見を出し、嗜好面・経済面・栄養面・安全性等を加味しながら検討して決定している。

また、献立表の下には食習慣や季節の食品、行事食、献立紹介などを載せている。

(保育指導係)

令和8年4月		保育園給食献立表			大和市立保育園		2ページ	
日 曜	献立名	材 料 名			おやつ	午前 午後	栄 養 価	
		熱や力になるもの	血や肉や骨になるもの	体の調子を整えるもの			未調児	以上児
11・25 土	わふうつなすばげってー とまとときゅうりさらだ ぎゅうにゅう	★スバゲッティー（ロ ング）／米サラダ油 ★マヨネーズタイプド レッシング／★クッ キ	★ツナオイル缶（2号 缶）／きさみのり／★ 牛乳	玉葱／人参／ピーマン ／しめじ／きゅうり／ トマト	おちゃ きなこよーぐると ぎゅうにゅう またはよーぐると かしなど	I補給～ たんぱく質 脂質 食塩相当量	450 20.2 20.0 0.5	514 kcal 21.5 g 22.6 g 0.8 g
13・27 月	ろーるばん くーいむしゅー （ひじょうしよくほわいとしゅーいり） ふれんちさらだ にゅうさんきんいんりょう	★ロールパン35／ じゃがいも／米サラダ 油／★小麦粉／★パ ター／上白糖／精白米 ／非常食ホワイトシ チュー	鶏もも（皮なし）／★ス キムミルク／★乳酸菌 飲料	玉葱／人参／キャベツ ／きゅうり／トマト／ みかん缶（4号缶）／こ ぼろ	ぎゅうにゅう びすけっと おちゃ とりごぼろごはん	I補給～ たんぱく質 脂質 食塩相当量	595 25.5 19.3 1.7	615 kcal 26.1 g 18.4 g 1.8 g
14・28 火	ごはん（おぎいり） さばのみそに ごまあえ すましじる （ふ・こまつな）	精白米／ビタヴェレ ／上白糖／★いりこま （白）／★小町ふ／★ス バゲッティー（ロン グ）／米サラダ油／米 粉	★さば／赤みそ／かつ お節（だし用）／★牛 乳／豚ひき肉（上）	しょうが／キャベツ／ 人参／小松菜／玉葱／ セロリ／にんにく／ ホールトマト缶（2号 缶）	おちゃ きなこよーぐると ぎゅうにゅう みーとぞーす すばげってー	I補給～ たんぱく質 脂質 食塩相当量	544 24.1 22.6 1.4	619 kcal 25.8 g 25.0 g 1.8 g
30 木	かばおらいす かぼちゃの おーぶんやき えのきすーぶ （えのきたけ・ほうれんそう）	精白米／ビタヴェレ ／上白糖／米サラダ油 ／★コッペパン35／ グラニュー糖	鶏ももひき肉／かつお 節（だし用）／★牛乳	にんにく／玉葱／ピー マン／赤ピーマン／パ ジャル／かぼちゃ／えの きたけ／ほうれん草	おちゃ せんべい ぎゅうにゅう あげばん	I補給～ たんぱく質 脂質 食塩相当量	468 16.7 16.5 1.1	589 kcal 21.6 g 21.3 g 1.6 g

* 午前おやつは3歳未満児のみです。

* 保育園の行事などにより、献立に変更がある場合があります。

月の平均栄養価	エネルギー	たんぱく質	脂質	カルシウム	鉄	食塩相当量
3歳未満児	482kcal	20.5g	17.7g	301mg	2.9mg	1.4g
3歳以上児	531kcal	22.2g	18.5g	245mg	3.1mg	1.6g

保育園給食について ご紹介します



保育園の給食は、園児の成長に必要な栄養やエネルギーをとるだけでなく、手洗い、後片付けなどのマナーを学んだり、友達や先生と楽しく食べることに、心のふれあう場となっています。

給食で気をつけていること

1. 栄養の確保 ⇒ 成長に必要な栄養量とれるように献立を作成しています。
◆ 保育園では昼食とおやつを提供していますが、1日のうち半分以上の栄養は朝食と夕食からとる必要があります。また、保育園が休みの日も、3食、食べる習慣をつけましょう。



* 保育園と家庭の栄養配分 *

3歳未満児 (1～2歳)	朝食25%	おやつ10%	昼食30%	おやつ10%	夕食25%
	家庭		保育園		家庭
3歳以上児 (3～5歳)	朝食30%		昼食30%	おやつ10%	夕食30%

2. 多様な献立 ⇒ 和食や外国料理など多様な給食を提供しています。
◆ 旬の食材を取り入れ、季節感のある献立を心がけています。 ◆ 行事食や郷土食、外国料理を取り入れています。
◆ ひじきや切干大根、大豆などの乾物を使い、煮物、和え物などを積極的に取り入れています。
3. 手づくり給食 ⇒ 素材を生かした本物の味を伝えています。
◆ だしは、煮干しや昆布、かつお節からとっています。
◆ 天然だしを使うため、素材の味が生きた「うす味」でおいしい給食です。
◆ シチューのルーは「小麦粉・バター・スキムミルク」で手作りします。
◆ ふりかけ・ドレッシングもすべて手作りです。
◆ 年齢や発達に合わせ、咀嚼をうながす調理の工夫をしています。
4. 安心・安全な食材 ⇒ 産地や内容成分の確認をしています。
◆ 米・野菜・果物・肉・卵・牛乳はすべて国産です。
◆ 市内産や県内産をできるだけ使用し、地産地消に取り組んでいます。
◆ 食品添加物のできるだけ少ないものを、使用しています。

給食のレシピなども掲載しています！



大和市イベントキャラクタール ヤマトン

大和市ホームページ
～子育て王国 大和市～
「保育園の給食」ページ
QRコード



3歳未満児は1日に必要な栄養素の50%、3歳以上児は40%を保育園の給食でとるようにしています。

エ. 全国市長会学校災害賠償補償保険

保育所等の管理上の不備や、業務上の不注意による事故等に対応するため、全国市長会の学校災害賠償補償保険に加入している。

加入児童数・掛金等の状況

		6	7	8
公立保育所	児童数	429	435	422
	掛 金 (円)	41,698	42,282	49,222
私立保育所等	児童数	4,466	4,646	5,086
	掛 金 (円)	434,095	469,864	593,231
公立・私立 計	児童数	4,895	5,081	5,508
	掛 金 (円)	475,793	512,146	642,453

※単価：116.64 円 前年度 10 月 1 日時点の児童数

(保育指導係)

オ. 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済

保育所等の管理下における児童の負傷疾病等に対し、適正な災害共済給付が受けられるよう独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済に加入している。

加入児童数・掛金等の状況

		6	7	8
公立保育所	児童数	439	424	414
	掛 金 (円)	157,135	155,255	148,940
私立保育所	児童数	2,854	2,982	2,761
	掛 金 (円)	1,010,360	1,089,895	1,037,735
認定こども園	児童数	95	95	96
	掛 金 (円)	27,075	27,075	27,360
地域型保育事業所	児童数	433	413	426
	掛 金 (円)	156,950	148,775	173,595
合 計	児童数	3,821	3,914	3,697
	掛 金 (円)	1,351,520	1,421,000	1,387,630

※公立保育所、私立保育所、地域型保育事業所 単価：一般児童 365 円・要保護児童 55 円

認定こども園単価：一般児童 285 円

※各年度 5 月 1 日時点の児童数

※民間園については、任意で加入した施設が対象

(保育指導係)

子ども・子育て支援

カ. 全国私立保育連盟ほいくのほけん・こどもえんのほけん

保育所等で実施される一時保育において、園児の傷害事故や保育所等の賠償事故を補償する全国私立保育連盟の保険に加入している。

加入児童数・掛金等の状況（傷害保険）

		6	7	8
公立保育所	児童数	22	22	22
	掛 金（円）	35,200	35,200	35,200
私立保育所	児童数	133	134	129
	掛 金（円）	212,800	214,400	206,400
認定こども園	児童数	—	—	—
	掛 金（円）	—	—	—
合 計	児童数	155	156	151
	掛 金（円）	248,000	249,600	241,600

※単価：（傷害保険）1,600 円

※各年度一時保育 1 日平均利用者見込み数

※前年度 10 月 1 日時点の児童数

加入施設数・掛金等の状況（賠償保険）

		6	7	8
公立保育所	施 設 数	4	4	4
	掛 金（円）	32,000	32,000	32,000
私立保育所	施 設 数	56	57	56
	掛 金（円）	448,000	456,000	448,000
認定こども園	施 設 数	—	—	—
	掛 金（円）	—	—	—
合 計	施 設 数	60	61	60
	掛 金（円）	480,000	488,000	480,000

※単価：（賠償保険）8,000 円

※前年度 10 月 1 日時点の児童数

（保育指導係）

キ. 地域育児センター事業

地域育児センターとしての役割を公立保育園が担い、専門的機能を活用したきめ細やかな対応を行うため、関係機関等と積極的に連携しながら、地域の実績や子育て家庭の養育ニーズに応じた子育て支援サービスの充実を図っている。

（保育指導係）

(ア) 育児相談事業

(単位：件)

保育所の専門機能を生かし、地域で育児に関する悩みを抱えている保護者等の相談に応じるとともに、必要により関係機関への紹介を行う。

		5	6	7
緑野	発育・発達	51	236	202
	生活習慣	89	69	30
	健康	19	18	32
	家庭環境	14	52	21
	その他	168	148	192
	合計	341	523	477
若葉	発育・発達	109	121	132
	生活習慣	16	29	4
	健康	1	4	2
	家庭環境	2	13	0
	その他	81	93	143
	合計	209	260	281
草柳	発育・発達	31	185	14
	生活習慣	12	14	13
	健康	12	32	1
	家庭環境	7	6	0
	その他	108	11	6
	合計	170	248	34
福田	発育・発達	140	166	65
	生活習慣	27	68	38
	健康	5	18	24
	家庭環境	6	8	53
	その他	52	70	37
	合計	230	330	217
合計	発育・発達	331	708	413
	生活習慣	144	180	85
	健康	37	72	59
	家庭環境	29	79	74
	その他	409	322	378
	合計	950	1,361	1009

(保育指導係)

子ども・子育て支援

(イ) 子育て家庭交流事業

a あそぼう会（開放保育）

保育所の施設を地域住民に開放する。

			5	6	7
緑野	参加 人数	子ども	95	177	81
		大人	79	164	80
	開催日数		30	37	17
若葉	参加 人数	子ども	157	109	62
		大人	141	94	53
	開催日数		38	30	29
草柳	参加 人数	子ども	24	14	9
		大人	25	13	7
	開催日数		26	44	30
福田	参加 人数	子ども	71	72	49
		大人	66	77	48
	開催日数		37	37	34
合計	参加 人数	子ども	347	372	201
		大人	311	348	188
	開催日数		131	148	110

（保育指導係）

b 地域育児講座

保育所と地域子育て連絡会構成員が協力し、いろいろなあそびを提供して親子で楽しく過ごしながら地域の子育てを応援するため講座を開催する。

			5	6	7
緑野	参加 人数	子ども	18	49	36
		大人	17	47	35
	開催日数		2	2	2
若葉	参加 人数	子ども	13	25	23
		大人	13	23	23
	開催日数		1	1	1
草柳	参加 人数	子ども	77	57	72
		大人	75	53	67
	開催日数		2	2	2
福田	参加 人数	子ども	38	59	54
		大人	38	57	51
	開催日数		2	2	2
合計	参加 人数	子ども	146	190	185
		大人	143	180	176
	開催日数		7	7	7

（保育指導係）

(ウ) 世代間交流(小・中・高生と園児の体験交流事業)

(単位：人)

地域の中の様々な世代の人たちとふれあい楽しく過ごす。

	5	6	7
緑野	42	27	43
若葉	16	18	39
草柳	61	46	26
福田	255	229	210
合計	374	320	318

(保育指導係)

(エ) 世代間交流

(単位：人)

老人会や老人ホーム、地域住民との交流等、地域の様々な人たちとのふれあいを通して豊かな感性や優しさを育てていく。

	5	6	7
緑野	0	4	0
若葉	41	25	1
草柳	2	1	0
福田	210	192	177
合計	253	222	178

(保育指導係)

(オ) 子育て支援地域訪問事業

a おひさま相談

保育士が地域の公園に出向き、相談業務を行う。

大和市地域育児センター事業実施要領の改正のため、令和6年度末で終了

		5	6	7
緑野	開催日数	23	17	—
	参加人数	134	98	—
若葉	開催日数	23	20	—
	参加人数	135	40	—
草柳	開催日数	21	19	—
	参加人数	127	80	—
福田	開催日数	24	22	—
	参加人数	144	100	—
合計	開催日数	91	78	—
	参加人数	540	318	—

(保育指導係)

子ども・子育て支援

ｂ 職員派遣

地域の子育て向上のため、子育てサロン・サークルなどの支援をし、支えあう地域づくりを応援していく。

		5	6	7
緑野	回数	19	18	25
	人数	19	18	25
若葉	回数	27	31	35
	人数	27	31	35
草柳	回数	18	20	8
	人数	18	20	8
福田	回数	29	31	31
	人数	29	31	31
合計	回数	93	100	99
	人数	93	100	99

(保育指導係)

ク. 一時預かり事業

(ア) 緊急的保育

疾病、入退院、通院、また家族の介護・看護、冠婚葬祭、リフレッシュ等の理由により緊急・一時的に保育が必要となった場合に児童を預かる制度。

利用人数（公立） (単位：延べ人数)

	5	6	7
緑野	50	82	81
若葉	59	50	75
草柳	83	104	52
福田	64	89	116
計	256	325	324

(保育指導係)

利用人数（私立保育所）

	5	6	7
渋谷	89	0	0
上和田	30	—	—
下和田	0	0	0
深見台	10	1	0
モニカ	1	0	0
若草	0	0	0
つきみ野すこやか	20	14	9
もみの木	0	0	0
十六山	0	0	0
パレット	0	0	0
南林間	5	0	0
おひさまのほっぺ	0	0	0
アスク大和	0	25	0
さくらの森※	339	285	317

(単位：延べ人数)

	5	6	7
アスク南林間	0	0	0
ナーサリーT&Y	0	0	0
アスク大和南	0	359	0
キンダーやまと	31	147	271
木の子	82	81	31
アスク大和東	114	76	0
西鶴間※	95	7	1
中央林間もりのこ	0	0	0
アスク鶴間	0	0	0
まめわかば	86	49	90
高座渋谷ゆめいろ※	6	0	0
大和ひまわり※	0	0	0
あっぷる※	4	2	0
虹の子	34	8	4

(単位：延べ人数)

利用人数（小規模保育事業）

(単位：延べ人数)

	5	6	7
もこもこ	61	119	91
あけぼの	7	12	5
さなぎっこ	0	0	0
つきみ野雲母	0	6	16
高座渋谷もりのこ	0	0	0
わらべ	0	0	1
大和オハナ	10	0	0
ふたば林間	112	0	6
おそらのぼっけ	0	0	0
まなびの森中央林間	0	0	0
南林間雲母	1	0	0
キンダーりんかん	308	286	265
ヴィラまなびの森	0	0	0
つきみ野湘南	0	0	0
とこちゃん	0	7	62
深見台雲母	17	0	3
つきみ野駅前雲母	0	0	0
中央林間雲母	0	10	6
高座渋谷雲母	0	0	0
あーす南林間	2	6	0
ななつぼし	792	754	954
スクルド中央林間	0	13	0
スクルド高等町	0	0	0
桜ヶ丘はないろ	0	0	0
みらいのこども	28	291	91
あーす中央林間	1	0	0
大和はないろ	0	0	0
中央林間ハート保育園	—	—	8
木下の保育園中央林間	—	—	0
計	2,285	2,558	2,231

	5	6	7
のりまき	0	0	0
ハミングきっず	24	54	21
大和湘南	95	220	94
さくらのつぼみ	0	0	1
おだんご	0	0	0
おむすび	0	0	0
まあむベイビーズ	12	0	7
たんぼぼ	0	0	21
あおば	0	0	0
よつばベビー	0	0	0
大和 YMCA	101	33	1
ぼとふ大和	0	0	0
フェリーチェ大和	0	0	0
フェリーチェ中央林間	1	0	1
ぼとふ大和第2	19	3	3
はひふへかみわだ	1	0	0
アミーつきみ野	0	0	0
マザーグース	0	6	24
はひふへさくらがおか	3	0	0
モミヤマ	0	0	0
スクルド大和代官	0	0	9
スクルド高座渋谷	0	0	0
みらいみなみりんかん	—	0	0
はなえみ南林間	—	1	0
計	256	317	182

(給付審査係)

※については分園を含む合計値。

子ども・子育て支援

(イ) 非定型的保育

保護者の労働・職業訓練・就学等により
週に何日か家庭での保育ができない状況
が継続する場合に児童を預かる制度。

利用人数（公立）

（単位：延べ人数）

	5	6	7
草柳	520	438	447
計	520	438	447

（保育指導係）

利用人数（認可保育所）

（単位：延べ人数）

	5	6	7
つきみ野すこやか	1,569	1,429	1,323
もみの木	132	77	93
十六山	4	14	0
南林間	92	0	96
おひさまのほっぺ	0	0	0
アスク大和	51	0	11
さくらの森※	1,404	1,416	1,154
アスク南林間	12	42	0
ナーサリーT&Y	369	465	444
アスク大和南	312	0	101
キンダーやまと	0	0	0
アスク大和東	0	0	18
西鶴間※	212	77	85
中央林間もりのこ	0	0	0
アスク鶴間	106	289	131
まめわかば	738	577	535

	5	6	7
あけぼの	0	0	0
つきみ野雲母	31	0	0
高座渋谷もりのこ	0	0	0
南林間雲母	0	0	0
キンダーりんかん	0	0	0
つきみ野湘南	0	0	0
とこちゃん	0	0	0
深見台雲母	1	0	0
中央林間雲母	10	0	0
高座渋谷雲母	21	0	0
あーす南林間	22	0	2
ななつぼし	1,847	1,428	1,141
スクルド中央林間	0	0	39
みらいのこども	195	146	369
計	7,128	5,960	5,542

（給付審査係）

※については分園を含む合計値。

ケ. 休日保育

保護者の就労形態の多様化により、日曜日
や休日等において、常態的に保育を必要とする
児童（小学校就学前）を対象に保育を実施
している。

利用人数

（単位：延べ人数）

	5	6	7
アスク大和南	228	153	192
まなびの森中央林間	298	240	254
ななつぼし	576	526	508
スクルド中央林間	—	98	148
計	1,102	1,017	1,102

（給付審査係）

コ. 病児保育事業

(ア) 病児・病後児対応型

当面症状の急変は認められないが、病氣中または病氣の回復期にあり集団生活が難しい児童（生後 6 ヶ月～小学生）を保護者が仕事を休めないなど自宅で保育できない場合に、保育を実施する。

利用人数 (単位：延べ人数)

	5	6	7
もみの木医院 病児保育室	2,327	2,110	2,123
十六山病児保育室 Bambini	456	252	—
大和市病児保育室 ぽかぽか	254	178	198

※連携市町村の利用人数を含む

※十六山病児保育室 Bambini は令和 6 年 9 月末事業終了

(保育指導係)

(イ) 体調不良児対応型

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所による緊急的な対応を行う。

利用人数 (単位：延べ人数)

	5	6	7
公私連携型保育所ななつぼし (保育所入所児)	118	83	81

(保育指導係)

(3) 保育所の運営費等

保育所の運営費等は、公立分は一般財源として市が負担し、私立分は 3 歳以上については国が定める運営費等の保育単価の 2 分の 1 を国、4 分の 1 ずつを県と市が、3 歳未満については国が定める運営費等の保育単価から国の保育料精算基準額を差し引いた額の 100 分の 60.43（令和 7 年度は 100 分の 60.43、令和 6 年度は 100 分の 60）を国、100 分の 19.785（令和 7 年度は 100 分の 19.785、令和 6 年度は 100 分の 20）ずつを県と市が負担する。

保育料の改定状況

(各年度 4 月 1 日現在)

	6		7		8	
	3 歳未満	3 歳以上	3 歳未満	3 歳以上	3 歳未満	3 歳以上
改定の有無	無	無	無	無	無	無
平均引上率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国の徴収基準による額 (1 人当たり月額) (円)	41,763	0	39,999	0	43,854	0
市の徴収基準による額 (1 人当たり月額) (円)	31,168	0	29,704	0	33,277	0
国と市の対比 (%)	74.6	—	74.2	—	75.8	—

※令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化により、3 歳以上の保育料は 0 円となりました。

(給付審査係)

令和8年度利用者負担額（令和8年4月1日現在）

（単位：円）

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
階層	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0	0		
B	市町村民税非課税世帯	0	0		
C	A階層には該当しない、市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	第1階層	48,600円未満	8,000(4,000)	7,800(3,900)
		第2階層	48,600円以上60,700円未満	10,900(5,400)	10,700(5,300)
		第3階層	60,700円以上72,800円未満	13,800(6,900)	13,500(6,700)
		第4階層	72,800円以上84,900円未満	16,700(8,300)	16,400(8,200)
		第5階層	84,900円以上97,000円未満	19,700(9,800)	19,300(9,600)
		第6階層	97,000円以上115,000円未満	24,800(12,400)	24,300(12,100)
		第7階層	115,000円以上133,000円未満	29,900(14,900)	29,300(14,600)
		第8階層	133,000円以上151,000円未満	35,000(17,500)	34,400(17,200)
		第9階層	151,000円以上169,000円未満	40,200(20,100)	39,500(19,700)
		第10階層	169,000円以上202,000円未満	44,100(22,000)	43,300(21,600)
		第11階層	202,000円以上235,000円未満	48,100(24,000)	47,200(23,600)
		第12階層	235,000円以上268,000円未満	52,100(26,000)	51,200(25,600)
		第13階層	268,000円以上301,000円未満	56,100(28,000)	55,100(27,500)
		第14階層	301,000円以上325,000円未満	57,800(28,900)	56,800(28,400)
		第15階層	325,000円以上349,000円未満	59,600(29,800)	58,500(29,200)
		第16階層	349,000円以上373,000円未満	61,400(30,700)	60,300(30,100)
		第17階層	373,000円以上397,000円未満	63,200(31,600)	62,100(31,000)
		第18階層	397,000円以上440,000円未満	69,500(34,700)	68,300(34,100)
		第19階層	440,000円以上483,000円未満	75,800(37,900)	74,500(37,200)
		第20階層	483,000円以上526,000円未満	82,100(41,000)	80,700(40,300)
		第21階層	526,000円以上	88,500(44,200)	86,900(43,400)

※（ ）は、利用者負担額を半額とした場合の額

※1 次に掲げる世帯に該当する場合、次表に掲げる利用者負担額になります。

なお、第2子以降に該当する場合は、利用者負担額は無料になります。

① 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

② 次に掲げる障がい児（者）の属する世帯（いずれも在宅に限る。）

・身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

・厚生労働大臣の定めるところにより交付される療育手帳の交付を受けた者

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法に規定する障害基礎年金の受給者

③ 保護者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

（単位：円）

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分				利用者負担額（月額）		
階層	定義			3歳未満児		3歳以上児
				保育標準時間	保育短時間	保育短時間
C	A階層には該当しない、市町村	第1階層	48,600円未満	4,000	3,900	0
	民税の所得割の	第2階層	48,600円以上60,700円未満	5,400	5,300	
	額が次の区分に	第3階層	60,700円以上72,800円未満	6,900	6,700	
	該当する世帯	第4階層	72,800円以上77,101円未満	8,300	8,200	
	の一部					

※2 階層区分の認定は、保護者及び保護者以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の均等割の額及び所得割の額の合計額により行う。この場合において、4月1日から8月31日までの間は前年度分の市町村民税、9月1日から翌年3月31日までの間は現年度分の市町村民税を基礎として認定する。ただし、調整控除額を除く税額控除は適用しない。

※3 次の施設・事業に在籍している小学校就学前子どもの中で、年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数え、第2子の利用者負担額は半額（下段（ ）内の額）、第3子以降の利用者負担額は徴収しないものとする。

① 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業）

② 特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援

※4 世帯にかかる市民税所得割額が57,700円未満（ただし、※1に該当する場合は77,101円未満）であるとき、保護者に監護される者、保護者に監護されていた者、保護者の直系卑属の中で、年齢の高い順位に第1子、第2子、第3子と数える。

（認定管理係）

子ども・子育て支援

年度別保育所運営費収入内訳

(単位：円)

		5	6	7
国庫支出金	国庫負担金 ※1	3,485,988,341	4,107,708,365	4,413,463,295
	国庫補助金	196,891,000	177,821,000	145,879,000
県支出金	県費負担金 ※1	1,414,928,919	1,598,624,108	1,692,129,397
	県補助金	92,080,000	110,907,000	113,382,000
利用者負担金 ※2		738,001,410	699,663,060	748,209,590
その他 ※3		14,263,984	14,871,269	12,879,735
計		5,942,153,654	6,709,594,802	7,125,943,017
市費負担分	市費負担金 ※1	1,414,928,919	1,598,624,108	1,692,129,397
	市費補助金	130,993,906	71,586,248	130,643,033
	単独負担金	2,313,315,092	2,304,865,570	2,469,912,190
	計	3,859,237,917	3,975,075,926	4,292,684,620
合計		9,801,391,571	10,684,670,728	11,418,627,637

※1 国庫負担金：3歳以上 50/100 3歳未満 60.43/100（令和7年度算定方法）

県費負担金・市費負担金：3歳以上 25/100 3歳未満 19.785/100（令和7年度算定方法）

※2 保育料、児童給食主食代（公立園のみ）、一時保育料、延長保育料

※3 土地使用料、受託保育園措置収入、保育所職員給食費（公立園のみ）

年度別保育所運営費支出内訳

		5	6	7
施設数	保育所	59	58	60
	認定こども園	3	4	4
	地域型保育事業	26	28	28
	計	88	90	92
入所措置児童数（人）	3歳未満児	28,814	29,073	29,143
	3歳以上児	31,113	32,588	33,145
	計	59,927	61,661	62,288
経常経費（円）		9,801,391,571	10,684,670,728	11,418,627,637
1人当たり平均費用（円）		163,556	173,281	183,320
国の基準による1人当たり平均費用（円）		135,217	145,890	153,457
1人当たり平均市単独負担費用（円）		28,339	27,391	29,863

(給付審査係)

保育料収入状況

		5		6		7	
		件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
市内公立保育所	調 定	1,505	51,906,600	1,463	46,359,850	1,477	51,185,580
	収入済	1,505	51,906,600	1,461	46,275,250	1,470	50,973,580
	収入未済	0	0	3	84,600	7	212,000
	収納率(%)	100.0		99.8		99.5	
市内私立保育所	調 定	19,533	657,963,700	19,032	625,848,800	19,385	669,664,800
	収入済	19,477	656,669,800	18,962	624,439,200	19,336	668,507,350
	収入未済	57	1,293,900	73	1,409,600	51	1,157,450
	収納率(%)	99.8		99.7		99.8	
市外委託分	調 定	208	6,246,800	198	7,146,500	190	5,800,400
	収入済	207	6,227,100	198	7,146,500	185	5,591,400
	収入未済	1	19,700	0	0	6	209,000
	収納率(%)	99.6		100.0		96.4	
合 計	調 定	21,246	716,117,100	20,693	679,355,150	21,052	726,650,780
	収入済	21,189	714,803,500	20,621	677,860,950	20,991	725,072,330
	収入未済	58	1,313,600	76	1,494,200	64	1,578,450
	収納率(%)	99.8		99.7		99.7	

※一部納付の場合、収入済額の件数と収入未済額の件数の両方に含まれる。

※収納率は小数点以下第2位切捨て

(認定管理係)

(4) 民間保育所等運営費補助金

民間保育所等の健全な運営及び多様な保育サービスの確保を図るため、国・県・市で施設運営費の助成を行う。

年度別民間保育所等運営費助成状況

(単位：円)

		5	6	7
市単独補助	保育士加配事業費	407,569,200	347,070,000	300,508,800
	保育士確保支援事業費	21,493,095	24,264,735	27,311,791
	特定年齢児受入促進事業費	37,984,600	36,914,100	28,413,800
	障がい児保育事業費等	472,864,000	545,308,000	541,044,000
	その他	3,819,400	4,248,800	4,395,700
県補助（市負担分）		30,221,764	34,231,804	32,434,773
国補助（市負担分）		59,877,335	77,381,220	70,534,202
合計		1,033,829,394	1,069,418,659	1,004,643,066

(給付審査係)

子ども・子育て支援

(5) 私設保育施設（認可外保育施設）助成

ア. 届出保育施設助成

私設保育施設（認可外保育施設）に対し、児童の定期健康診断料・施設賠償責任保険料・調理、調乳担当職員保菌検査料を県と市が3分の1ずつ補助

（令和7年度実績）（単位：円）

施 設 名	助 成 額
セントラルフォレストインターナショナルスクール	89,990
めばえ保育園	138,360
ばおばぶ風の子保育園	71,700
保育ルームおつきさま	9,330
ヤマト保育園	36,100
保育ルームハミング	95,630
合計	441,110

（保育指導係）

イ. 認定保育施設助成

(ア) 保育士雇用補助金

認定保育施設に対し、月 276,000 円補助

(イ) 認定施設利用補助金

認定保育施設を利用している本市在住の0～3歳児の子どものための教育・保育給付認定の2号又は3号認定、子育てのための施設等利用給付認定の新2号又は新3号認定のいずれかを受けている児童に対し、月 10,000 円（上限）補助

(ウ) 認定施設運営支援補助金

認定保育施設を利用している本市在住の0～3歳児の子どものための教育・保育給付認定の2号又は3号認定、子育てのための施設等利用給付認定の新2号又は新3号認定のいずれかを受けている児童1人当たり施設に月 10,000 円（上限）補助

（令和7年度実績）（単位：円）

施 設 名	保育士雇用補助金	認定施設利用補助金	認定施設運営支援補助金
めばえ保育園	3,312,000	1,000,000	1,000,000
ばおばぶ風の子保育園	3,312,000	1,420,000	1,420,000
ヤマト保育園	3,312,000	350,000	350,000
保育ルームハミング	3,312,000	240,000	240,000
合計	13,248,000	3,010,000	3,010,000

（利用調整係）

(6) 認可外保育施設等の子育てのための施設等利用給付

令和元年 10 月 1 日から幼児教育・保育無償化が開始されたことに伴い、就学前の子どもが良質な教育・保育の機会を得られるよう、保護者の経済的負担を軽減するため、認可外保育施設・一時預かり事業・ファミリーサポート事業等を利用する 3 歳児から 5 歳児について、保育の必要性があり、市から給付認定を受けている場合は、施設の利用料に対して 37,000 円／月を上限に助成する。

0 歳児から 2 歳児については、非課税世帯でかつ保育の必要性があり、市から給付認定を受けている場合は、施設の利用料に対して 42,000 円／月を上限に助成する。

		5	6	7
施設数	市内	17	15	22
	市外	11	11	13
延べ助成人数	3 歳未満児	47	45	71
	3 歳以上児	930	853	718
助成金（円）		28,681,300	25,338,320	24,830,841

（給付審査係）

子ども・子育て支援

(7) 公立保育所の整備状況

(令和8年4月1日現在)

			緑野保育園	若葉保育園	草柳保育園	福田保育園
所 在 地			中央林間西 4-27-12	鶴 間 1-25-3	中 央 6-8-27	福 田 8-22-5
定 員			100	130	130	130
敷 地 面 積 (㎡)			1,724	1,645	1,730	1,785
延 床 面 積 (㎡)			631	752	811	846
建 物 構 造			鉄筋 C 造 平屋建	鉄筋 C 造 2 階建	鉄筋 C 造 2 階建	鉄筋 C 造 2 階建
用 地 買 収 費 (千円)			38,265	—	112,997	136,614
建 築 費 (千 円)	補 助 金	国 庫	7,583	23,909	49,129	60,841
		県 費	10,607	10,373	16,967	20,384
	市 費		24,396	13,287	48,168	68,782
	合 計		42,586	47,569	114,264	150,007
開 園 年 月 日			S47.4.1	S29.4.1 S48.4.1 (移転)	S52.4.1	S54.4.1
児 童 一 人 当 たり 敷 地 面 積 (㎡)			17.24	12.65	13.30	13.73
児 童 一 人 当 たり 延 床 面 積 (㎡)			6.31	5.78	6.23	6.50
配置職員数			24	29	30	29

(保育指導係)

(8) 私立保育所の整備状況

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

	所在地	定員	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建物構造	土地建物 所有借用	開園 年月日	配置 保育士数
渋谷保育園	福 田 6002	90	2,370	709	鉄筋 C 造 鉄骨造 平 屋	自己所有 (土地は 借用)	S43.5.1 S59.4.1 (移転) H12.4.1 一部増築 H21.4.1 (民営化)	18
下和田保育園	下和田 262	60	2,100	729	鉄筋 C 造 2 階建	自己所有 (土地は 借用)	S48.4.1	6
深見台保育園	深見台 4-10-23	120	2,106	787	鉄筋 C 造 2 階建	自己所有 (土地は 借用)	S50.4.1 H25.4.1 (民営化)	19
モニカ保育園	林 間 2-6-14	180	2,803	1,181	鉄筋 C 造 鉄骨造 2 階建 鉄骨造平屋	自己所有	S53.4.1 H13.4.1 一部増築	18
若草保育園	西鶴間 8-4-20	120	1,453	844	鉄筋 C 造 2 階建	自己所有 (土地は 借用)	S55.4.1 H26.4.1 (民営化)	17
つきみ野 すこやか保育園	下鶴間 525	90	934	850	鉄筋 C 造 鉄骨造 3 階建	自己所有	H13.4.1 H24.10.1 一部増築	17
もみの木保育園	福 田 5-17-1	97	946	681	鉄骨造 3 階建	自己所有	H14.4.1 H17.4.1 一部増築	18
十六山保育園	中央林間 6-32-6	90	2,704	743	鉄骨造 木 造 2 階建	自己所有	H17.4.1 H23.4.1 一部増築	20
パレット 保育園・大和	大和東 1-7-22 1 階～3 階	60	—	615	鉄筋 C 造 鉄骨造 9 階建一部	借 用	H17.4.1	14
南林間保育園	南林間 7-21-26	90	1,322	704	鉄筋 C 造 2 階建	自己所有 (土地は 借用)	H20.4.1	14
保育園 おひさまの ほっぺ	下鶴間 2748-2	60	588	513	鉄筋 C 造 2 階建	自己所有 (土地は 借用)	H22.3.1	16
アスク大和 保育園	中 央 1-4-19 2 階	50	—	376	鉄骨造 2 階建一部	借 用	H22.10.1	17
さくらの森 保育園	桜 森 3-5-25 (分園) 桜 森 3-4-13 1 階	91	本園 548 分園 —	本園 444 分園 214	木 造 2 階建 (分園) 鉄筋 C 造 3 階建一部	借 用	H23.3.1 H28.4.1 (設置者変 更) (分園) H31.4.1	26
アスク南林間 保育園	林 間 1-3-27	60	479	541	鉄骨造 3 階建	借 用	H25.7.1	14

子ども・子育て支援

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

	所在地	定員	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建物構造	土地建物 所有借用	開 園 年月日	配置 保育士数
ナーサリースクール T&Y 中央林間	中央林間 8-2-28	90	495	570	鉄骨造 2 階建	借 用	H25.8.1	17
アスク大和南 保育園	大和南 2-2-9	60	398	497	鉄骨造 3 階建	借 用	H26.4.1	17
キンダー ガーデンやまと	中 央 6-1-5	75	298	540	鉄骨造 3 階建	自己所有	H26.4.1	10
木の子保育園	下鶴間 1816-1	60	934	745	木 造 2 階建	自己所有	H26.4.1	17
アスク大和東 保育園	大和東 2-7-11	70	811	570	鉄骨造 2 階建	借 用	H26.10.1	12
西鶴間保育園	西鶴間 4-12-34 (分園) 西鶴間 4-12-33 1 階	116	本園 1,120 分園 —	本園 497 分園 158	鉄骨造 平 屋 (分園) 鉄骨造 3 階建一部	借 用	H27.2.1 (分園) H30.4.1	24
まなびの森 中央林間 もりのこ保育園	中央林間西 5-14-14	90	938	494	鉄骨造 2 階建	借 用	H27.4.1	13
アスク鶴間 保育園	下鶴間 2785-10	60	466	517	鉄骨造 3 階建	借 用	H27.4.1	14
保育園 まめわかば	中央林間 8-4-8	40	499	264	木 造 平 屋	借 用	H27.4.1	17
高座渋谷 ゆめいろ保育園	渋谷 6-12-2 2 階	55	—	198	鉄骨造 5 階建一部	借 用	H27.4.1 (認可外 から移行) (分園) H30.10.1 ~R8.3.31	15
大和ひまわり 保育園	西鶴間 1-14-9 1 階~2 階 (分園) 西鶴間 1-4-3 1 階	60	—	本園 162 分園 92	鉄筋 C 造 10 階建一部 (分園) 鉄筋 C 造 3 階建一部	借 用	H27.4.1 (認可外 から移行)	13
あっぷる園	南林間 1-8-3 2 階 (分園) 下鶴間 2792-18	78	—	本園 354 分園 165	鉄筋 C 造 5 階建一部 (分園) 鉄骨造 2 階建	借 用	H27.4.1 (認可外 から移行) (分園) H30.4.1	18
ほいくえん 虹の子	中央林間 4-16-18	78	411	245	木 造 2 階建	借 用	H27.4.1 (認可外 から移行) H31.4.1 (移転)	10

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

	所在地	定員	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建物構造	土地建物 所有借用	開 園 年月日	配置 保育 士数
もこもこ保育園	中央林間 4-21-3 1 階	38	—	174	鉄筋 C 造 3 階建一部	借 用	H27.4.1 (認可外 から移行)	8
あけぼの保育園	中央林間 3-1-16	60	213	340	鉄骨造 3 階建	自己所有 (土地は 借用)	H27.8.1	13
さなぎっこ 保育園	大和東 3-7-2 1 階	39	—	204	鉄骨鉄筋 C 造 3 階建一部	借 用	H27.9.1 (認可外 から移行)	8
大和つきみ野 雲母保育園	つきみ野 3-14-1	60	638	473	鉄骨造 2 階建	借 用	H28.4.1	10
まなびの森 高座渋谷 もりのこ保育園	渋谷 4-6-7	60	593	439	鉄骨造 2 階建	借 用	H28.4.1	10
わらべ保育園	下鶴間 413-6	60	1,285	766	木 造 2 階建 (園舎) 鉄骨 C 造 3 階建 (事務室等)	自己所有 (土地は 借用)	H28.4.1 (認可外 から移行)	9
大和オハナ 保育園	大和東 1-6-7 2 階	60	—	304	鉄骨造 2 階建一部	借 用	H28.4.1 (認可外 から移行)	17
ふたば林間 保育園	林 間 2-1-1 2 階	69	—	330	鉄骨鉄筋 C 造 11 階建一部	借 用	H28.4.1 (認可外 から移行)	16
保育園 おそらのぼっけ	中央林間 1-21-12	90	580	634	鉄骨造 3 階建	自己所有 (土地は 一部借用)	H29.1.1 (認可外 から移行)	19
まなびの森 保育園中央林間	中央林間 9-6-1	80	997	419	木 造 平 屋	借 用	H29.4.1	14
大和南林間 雲母保育園	南林間 1-13-6	60	499	498	鉄骨造 3 階建	借 用	H29.4.1	11
キンダー ガーデン りんかん	中央林間 3-27-7	80	489	488	鉄骨造 2 階建	自己所有	H30.4.1	14
ヴィラ まなびの森 保育園中央林間	中央林間 8-4-39	90	993	439	木 造 2 階建	借 用	H30.4.1	13
つきみ野湘南 保育園	中央林間 9-35-37	92	999	488	木 造 平 屋	自己所有 (土地は 借用)	H31.4.1	16
とこちゃん 保育園	大和南 1-16-25	68	400	411	鉄骨造 2 階建	借 用	H31.4.1	15
大和深見台 雲母保育園	深見台 1-7-2	60	953	412	鉄骨造 3 階建	借 用	H31.4.1	13
大和つきみ野 駅前雲母保育園	つきみ野 5-8-6	60	689	315	鉄骨造 1 階建	借 用	R2.4.1	12

子ども・子育て支援

(令和8年4月1日現在)

	所在地	定員	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建物構造	土地建物 所有借用	開園 年月日	配置 保育士数
大和中央林間 雲母保育園	中央林間 5-1-20	60	862	1,051	鉄骨造 3階建	借用	R2.4.1	11
大和高座渋谷 雲母保育園	下和田 1248-2	60	735	467	鉄骨造 2階建	借用	R2.4.1	10
あーす保育園 南林間	下鶴間 1783-300	80	990	486	木造 2階建	借用	R3.4.1	17
公私連携型 保育所 ななつぼし	中央 1-5-14	60	1,789	1,134	鉄骨造 2階建	借用	R3.4.1	19
スクルドエンジ エル保育園 中央林間園	中央林間 9-17-1	80	998	450	木造 2階建	借用	R4.4.1	13
スクルドエンジ エル保育園 高等町園	渋谷 8-14-12	80	724	464	木造 2階建	借用	R4.4.1	12
桜ヶ丘はないろ 保育園	福田 2-33-6	80	689	385	木造 2階建	借用	R4.4.1	16
みらいのこども 保育園	つきみ野 1-13-3	80	843	550	木造 2階建	借用	R4.4.1	19
あーす保育園 中央林間	中央林間 4-15-15	80	—	435	鉄骨鉄筋C造 6階建1階 一部鉄骨造	借用	R5.4.1	13
大和はないろ 保育園	中央 3-1-6	80	440	395	木造 2階建	借用	R5.4.1	14
中央林間ハート 保育園	中央林間 9-17-4	60	999	411	木造 2階建	借用	R7.4.1	8
木下の保育園 中央林間	中央林間 4-4-3 4階	84	—	575	鉄骨造5階建 4階、5階屋 上部分	借用	R7.4.1	17
たんぽぽ保育園 中央林間	中央林間 2-10-9	27	165	191	木造 2階建	借用	R8.4.1	4
桜ヶ丘ゆめいろ 保育園	福田 5506-2 A棟1階	65	—	838	A棟鉄骨造 3階建1階 B棟鉄筋C造 4階建1階	借用	R8.4.1 (分園か ら移行)	15

(保育指導係)

5. 幼稚園

(1) 幼稚園の子育てのための施設等利用給付

令和元年 10 月 1 日から幼児教育・保育無償化が開始されたことに伴い、就学前の子どもが良質な教育・保育の機会を得られるよう、保護者の経済的負担を軽減するため、市から給付認定を受けている場合には、私学助成幼稚園の教育時間の利用料、幼稚園の預かり保育の利用料の一部を助成する。

ア. 私学助成幼稚園の教育時間の利用料に対する助成

私学助成幼稚園を利用する満 3 歳児から 5 歳児について、市から給付認定を受けている場合は、教育時間の利用料に対して 25,700 円／月を上限に助成する。

		5	6	7
施設数	市内	5	5	5
	市外	30	25	20
延べ助成人数	満 3 歳児	94	77	108
	3 歳児	3,191	3,293	2,493
	4 歳児	3,631	3,182	3,341
	5 歳児	4,106	3,576	3,098
助成額（円）		282,939,048	260,134,420	231,893,055

（給付審査係）

イ. 幼稚園の預かり保育の利用料に対する助成

幼稚園の預かり保育を利用する 3 歳児から 5 歳児について、保育の必要性があり、市から給付認定を受けている場合は、預かり保育の利用料に対して 11,300 円／月を上限に助成する。満 3 歳児については、非課税世帯でかつ保育の必要性があり、市から給付認定を受けている場合は、預かり保育の利用料に対して 16,300 円／月を上限に助成する。

		5	6	7
施設数	市内	17	17	17
	市外	31	27	24
延べ助成人数	満 3 歳児	9	0	13
	3 歳児	2,505	2,566	2,924
	4 歳児	3,214	2,995	3,272
	5 歳児	3,440	3,449	3,354
助成額（円）		42,628,640	42,673,015	46,696,095

（給付審査係）

(2) 私立幼稚園等特別支援教育費補助金

心身に障がいがあると認められる児童の私立幼稚園・認定こども園への就園を促進し、その教育の充実を図るため、私立幼稚園等が行う障がい児の受入れ及びその教育費に対して補助金を交付する。

子ども・子育て支援

ア. 補助対象幼稚園等

学校教育法第4条第1項の規定及び認定こども園法（平成18年法律77号）第17条1項により規定される、本市内に設置された私立幼稚園及び認定こども園であって、障がい児が在籍し、特別支援教育を積極的かつ継続的に行っている私立幼稚園等。

イ. 補助額

神奈川県私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱に規定する「神奈川県私立幼稚園特別支援教育費補助事業」の対象児童と認定された児童1人につき、月額9,000円を補助する。

ウ. 補助対象児童数

	5	6	7
対象児童数	71	75	77
補助額（円）	7,641,000	8,100,000	8,217,000

（給付審査係）

(3) 私立幼稚園等職員研修費及び運営管理費補助金・大和私立幼稚園協会補助金

大和市内の私立幼稚園及び認定こども園17園及びその全園が加盟している大和私立幼稚園協会に対し、幼稚園等の職員の資質向上と施設の管理運営費用の軽減を図るため、補助金を交付する。

	5	6	7
交付件数	18	18	18
補助額（円）	5,030,014	5,076,780	5,152,672

（給付審査係）

(4) 私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金

待機児童解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を推進するため、11時間以上開園し、土曜日も預かり保育を行う私立幼稚園に対し補助金を交付する。

	5	6	7
交付件数	1	0	0
補助額（円）	6,146,000	0	0

（給付審査係）

(5) 一時預かり支援事業補助金

子育て支援の充実及び幼児教育の振興を図るため、午後5時までの開園や長期休業日に規定以上の預かり保育を実施する市内私立幼稚園等に対し補助金を交付する。

	5	6	7
交付件数	8	8	7
補助額（円）	6,644,792	10,570,906	5,747,415

（給付審査係）

市内の私立幼稚園・認定こども園

園 名	電話番号 (046)	所 在 地	施 設 類 型
認定こども園 高座みどり幼稚園	274-0372	南林間二丁目 14 番 8 号	幼保連携型認定こども園
聖セシリアこども園	275-8036	南林間三丁目 10 番 1 号	幼保連携型認定こども園
認定こども園 中央林間幼稚園	274-1177	中央林間六丁目 7 番 13 号	幼稚園型認定こども園
認定こども園 つきみ野幼稚園	275-1355	中央林間八丁目 14 番 21 号	幼稚園型認定こども園
幼稚園型認定こども園 やなぎ幼稚園	262-1068	中央五丁目 9 番 5 号	幼稚園型認定こども園
松原学園幼稚園	274-1224	中央林間一丁目 22 番 20 号	施設型給付制度幼稚園
スミレ幼稚園	274-9222	南林間七丁目 4 番 1 号	施設型給付制度幼稚園
つるま幼稚園	261-0651	西鶴間三丁目 7 番 19 号	施設型給付制度幼稚園
ふかみ幼稚園	264-1560	深見東三丁目 5 番 16 号	施設型給付制度幼稚園
大和小鳩幼稚園	263-2333	大和南二丁目 5 番 19 号	施設型給付制度幼稚園
大和桜ヶ丘幼稚園	267-0165	上和田 936 番地	施設型給付制度幼稚園
モミヤマ幼稚園	269-4345	福田五丁目 17 番 2 号	施設型給付制度幼稚園
大和みどりが丘幼稚園	267-2856	福田 1698 番地 1	施設型給付制度幼稚園
でんえん幼稚園	274-4458	中央林間九丁目 13 番 24 号	私学助成幼稚園
大和山王幼稚園	274-0474	下鶴間 2919 番地	私学助成幼稚園
大和幼稚園	263-5001	大和東一丁目 7 番 16 号	私学助成幼稚園
大和あけぼの幼稚園	267-6611	下和田 32 番地	私学助成幼稚園

(給付審査係)

6. 認定こども園

認定こども園は、教育・保育を一体的に提供する施設であり、就学前の子どもに対する教育及び保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を併せ持つ。

認定こども園の類型として、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園の 4 種類があり、令和 8 年 4 月 1 日現在、市内の認定こども園は、幼保連携型認定こども園 2 園、幼稚園型認定こども園 3 園の計 5 園である。

(1) 幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項に基づき、幼保連携型認定こども園の基準を定めた条例の基準を満たす施設として県が認可したものをいう。

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 1 項に基づき、認定こども園の要件を定める条例の基準を満たす施設として県が認定したものをいう。

子ども・子育て支援

(3) 市内の認定こども園の整備状況

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

	幼保連携型 認定こども園 高座みどり幼稚園	幼保連携型 認定こども園 聖セシリアこども園	幼稚園型 認定こども園 中央林間幼稚園	幼稚園型 認定こども園 やなぎ幼稚園	幼稚園型 認定こども園 つきみ野幼稚園
所在地	南林間 2-14-8	南林間 3-10-1	中央林間 6-7-13	中央 5-9-5	中央林間 8-14-21
定員	200 (幼稚園部分 114 保育所部分 86)	195 (幼稚園部分 105 保育所部分 90)	160 (幼稚園部分 141 保育所部分 19)	263 (幼稚園部分 242 保育所部分 21)	272 (幼稚園部分 222 保育所部分 50)
敷地面積 (㎡)	3,171	3,397	1,584	4,564	3,985
延床面積 (㎡)	1,535	1,498	996	1,687	2,424
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄骨造 2 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建 鉄骨造 2 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建 鉄骨造 2 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建
土地建物 所有・借用	自己所有 (土地は借用)	自己所有	自己所有	自己所有	自己所有
開園年月日	平成 27 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日	令和 5 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日
配置保育 士数	30	22	16	21	23

(保育指導係)

(4) 定員数及び入所者数

(各年度 4 月 1 日現在)

		6	7	8
園数		4	4	5
定数	幼稚園部分	719	710	815
	保育所部分	176	185	275
入所者数	幼稚園部分	655	651	682
	保育所部分	168	192	275
入所率 (%)	幼稚園部分	91.09	91.69	83.68
	保育所部分	95.45	103.78	100.00

(給付審査係)

7. 地域型保育事業

地域型保育事業は、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応し、質が確保された保育を提供することを基本的概念として、平成 27 年 4 月から新たに創設された事業である。

この事業には、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の 4 種類があり、これらは児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項に基づき、地域型保育事業の基準を定めた条例の基準を満たす施設として市が認可した事業をいう。

令和 8 年 4 月 1 日現在、市内の地域型保育事業は、小規模保育事業 28 箇所である。

(1) 小規模保育事業

児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項において、保育が必要な原則満 3 歳未満の乳児・幼児に対して保育することを目的とする、利用定員が 6 人以上 19 人以下の施設において、保育を行う事業と位置付けられている。

(保育指導係)

(2) 市内の小規模保育事業の整備状況

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

	所在地	定員	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建物構造	土地建物 所有借用	開園 年月日	配置 保育士数
とこちゃん のりまき保育園	深見台 1-5-4	19	—	159	木造 2 階建	借 用	H27.4.1	6
ハミングきっず	下和田 763-4	18	340	185	鉄骨造 2 階建 一部 木造平屋	自己所有	H27.4.1 H30.12.1 一部増築	6
大和湘南保育園	中央林間 3-23-12 1 階	19	—	180	鉄筋 C 造 3 階建一部	借 用	H28.4.1	7
さくらのつぼみ 保育園	上草柳 176-4 103	9	—	65	鉄筋 C 造 一部鉄骨、 RC 造 3 階建一部	借 用	H28.4.1	5
とこちゃん おだんご保育園	深見台 1-5-4	19	—	166	木造 2 階建	借 用	H28.10.1	7
なないろ保育園	渋谷 6-12-5 2 階	19	—	81	鉄骨造 3 階建 一部	借 用	H28.10.1	7
アートチャイル ドケア 大和くれよん 保育園	渋谷 7-8-4	19	—	164	木造一部 鉄筋 C 造 3 階建一部	借 用	H28.10.1 H31.3.1 R5.10.1 (設置者変更)	4
プリンス保育園 南林間	林間 2-1-25 201	19	—	128	鉄筋 C 造 4 階建一部	借 用	H29.4.1	6
とこちゃん おむすび保育園	中央林間 8-25-8 206 号	19	—	162	鉄骨造 2 階建一部	借 用	H30.4.1	5
まあむ ベイビーズ 中央林間	中央林間 4-29-35 1 階	19	—	124	鉄筋 C 造 6 階建一部	借 用	H30.4.1	7
たんぽぽ保育園	中央林間 3-18-4	11	—	136	木造 2 階建	借 用	H30.4.1 (認可外から移行) R8.5.1 (たんぽぽ 保育園 中央林間 と統合)	6

子ども・子育て支援

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

	所在地	定員	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建物構造	土地建物 所有借用	開 園 年月日	配置 保育士数
あおば保育園	鶴間 2-3-22 1 階	15	—	69	鉄筋 C 造 5 階建一部	借 用	H30.4.1 (認可外から移行)	5
よつばベビ－ ななせ	大和東 3-15-5 1 階	19	—	103	鉄筋 C 造 5 階建一部	借 用	H31.4.1	7
大和 YMCA 保育園	大和東 3-3-16 2 階	19	810	121	鉄筋 C 造 一部鉄骨造 4 階建一部	自己所有	H31.4.1	6
ぽとふ大和	中央 2-6-17 1 階	19	—	117	木造 2 階建 一部	借 用	H31.4.1	6
アートチャイル ドケア 大和第 2 くれよん保育園	渋谷 7-1-6 2 階	19	—	149	鉄筋 C 造 5 階建一部	借 用	H31.4.1 R5.10.1 (設置者変更)	4
保育ルーム Felice 大和園	西鶴間 1-8-2 1 階	19	—	115	鉄骨造 5 階建 一部	借 用	H31.4.1 (認可外から移行)	6
保育ルーム Felice 中央林間園	中央林間 6-2-12	19	—	99	木造平屋	借 用	R2.4.1	5
ぽとふ大和第 2	中央 2-6-17 2 階	19	—	118	木造 2 階建 一部	借 用	R2.4.1	7
はひふへ保育園 かみわだ園	上和田 1800-3 1 階	19	—	88	鉄骨造 3 階 建一部	借 用	R2.4.1	7
アミー保育園 つきみ野園	つきみ野 1-6-9	19	—	154	鉄筋 C 造 14 階建一部	借 用	R3.4.1	9
マザーグース つきみ野保育園	つきみ野 1-6-9	19	—	145	鉄筋 C 造 14 階建一部	借 用	R3.4.1	5
はひふへ保育園 さくらがおか園	福田 2-4-1 1 階	19	—	110	鉄筋 C 造 5 階建一部	借 用	R3.4.1	8
モミヤマ保育所	福田 5-17-2	9	2,692 (幼稚園 併用)	362 (幼稚園 併用)	鉄筋 C 造	自己所有	R3.4.1	4
スクルドエンジ ェル保育園 大和代官園	代官 2-16-12 2 階	19	—	189	鉄骨造	借 用	R3.4.1	10
スクルドエンジ ェル保育園 高座渋谷園	渋谷 5-38-3	19	—	123	木造平屋	借 用	R3.4.1	7
みらいみなみり んかん保育園	南林間 2-3-14	19	—	100	木造 2 階建	借 用	R6.4.1	7

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

	所在地	定員	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建物構造	土地建物 所有借用	開園 年月日	配置 保育士数
はなえみ保育園 南林間	林間 1-20-13 103	19	—	89	鉄筋 C 造 一部鉄骨造 5 階建一部	借 用	R6.4.1	8

(保育指導係)

(3)定員数及び入所者数

(各年度 4 月 1 日現在)

	6	7	8
箇所数	28	28	28
定数	504	504	499
入所者数	474	440	470
入所率 (%)	94.05	87.30	94.19

(利用調整係)

8. 子どもの保健・衛生

(1) 母子保健

ア. 健康診査

(ア) 妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査

妊娠中の健康管理を促すために、1 人当たり 14 回分の費用補助券（総額 83,000 円、令和 7 年度から 15,000 円増額）を交付。多胎児妊娠は 3 回分追加し、1 人当たり 17 回分（総額 95,000 円）を交付。里帰り出産等の場合は償還払いで対応する。

妊婦歯科健康診査受診券を妊娠中に 1 回分交付し、大和綾瀬歯科医師会の協力歯科医療機関で受診。歯科健康診査費用を公費助成する。

妊婦健康診査

	5	6	7
受診者延べ数	21,045	20,315	20,039

妊婦歯科健康診査

	5	6	7
受診者数	651	648	676

(母子保健係)

(イ) 産後健康診査

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後 2 週間、産後 1 か月の産婦に問診、診察、エジンバラ産後うつ病質問票を実施。総合的に評価し、産後うつ等のリスクが高い産婦の早期把握と支援を行う。1 人当たり 2 回分（総額 10,000 円）を交付。

		5	6	7
受診者数	産後 2 週間	1,314	1,314	1,344
	産後 1 か月	1,653	1,675	1,600

(母子保健係)

子ども・子育て支援

(ウ) 新生児等聴覚検査

新生児等の聴覚障害の早期発見及び早期療育を図り、聴覚障害による音声言語の発達等への影響を最小限に抑えることを目的として、新生児等聴覚検査に要する費用の一部を助成する。1人当たり1回分(3,000円)を交付。

	5	6	7
受診者数	1,398	1,543	1,494

(母子保健係)

(エ) 4か月児健康診査(集団健診)

3か月～4か月児を対象に、発育の確認と疾病等の早期発見をするとともに、育児や栄養面で必要な情報提供や支援を行う。

また、図書館が主催で1冊の絵本等が入ったブックスタートパックをプレゼントする、ブックスタート事業を同会場で実施。

	5	6	7
対象者数	1,754	1,791	1,642
受診者数	1,729	1,762	1,633
受診率	98.6	98.4	99.5

(オ) 8か月児健康診査(個別健診)

8か月～10か月児を対象に発育の確認、運動機能、精神発達を診査し、必要に応じて医療的に適切な措置がとれるよう支援する。協力医療機関にて個別健診方式で実施。

	5	6	7
対象者数	1,867	1,764	1,676
受診者数	1,891	1,764	1,669
受診率	101.3	100.0	99.6

(母子保健係)

(カ) 1歳6か月児健康診査

1歳6か月～1歳8か月児を対象に、発育の確認や運動機能・精神発達面の診査をし、早期治療や早期療育のための支援をする。

また、生活習慣の自立・むし歯の予防・幼児の栄養・育児に関する情報提供や支援をする。発達に関する個別相談(こども相談)も実施している。

一般……協力医療機関にて実施(個別健診)

歯科……地域医療センターにて実施(集団健診)

※令和5年度は、新型コロナウイルスの感染症拡大防止等のため、人数を制限して回数を増やし月3回実施。

		5	6	7
対象者数		1,880	1,797	1,831
受診者数	一般	1,809	1,739	1,748
	歯科	1,683	1,629	1,672
受診率	一般	96.2	96.8	95.5
	歯科	89.5	90.7	91.3

こども相談

	5	6	7
実施回数	36	24	24
相談者数	96	60	64

(母子保健係)

(キ) 3歳6か月児健康診査（集団健診）

3歳6か月～3歳8か月児を対象に発育、精神・運動発達、視聴覚や歯の異常の早期発見をし、必要な情報提供や支援をする。発達に関する個別相談（こども相談）も実施している。

	5	6	7
対象者数	1,923	1,884	1,863
受診者数	1,882	1,810	1,808
受診率	97.9	96.1	97.0

こども相談

	5	6	7
実施回数	72	72	72
相談者数	192	158	178

（母子保健係）

(ク) 乳幼児健康診査等経過相談

令和6年度から経過検診を乳幼児健康診査等経過相談事業に変更し、発達相談員（理学療法士）による相談と心理相談員によるこども相談を実施。

	5	6	7
実施回数	—	9	12
相談者延べ数	—	25	44

こども相談

	5	6	7
実施回数	—	33	31
相談者数	—	92	67

（母子保健係）

イ. 母子保健相談指導

(ア) 妊娠届の受付及び親子（母子）健康手帳の交付

「親子（母子）健康手帳」の交付時に全ての妊婦へ面接を行い、胎児の健全な発育を促すため、妊婦に妊娠・分娩・育児等の正しい知識の提供や日常生活についての保健指導をする。

		5	6	7
妊娠届出数		1,859	1,747	1,769
交付数	日本語版	1,843	1,737	1,712
	外国語版	71	66	93
	計	1,914	1,803	1,805

※交付数には、妊娠届出による交付のほか、海外からの転入、紛失による再交付等を含む。
（母子保健係）

(イ) 母親父親（プレママ・パパ）教室

初めて親となる妊婦やそのパートナーを対象に、妊娠・出産・育児に対する基本的な内容についての講座を開催する。妊娠・出産や育児に関する不安等について相談ができ、加えて参加者同士の交流が図れる場を提供する。（1コース3回で、年間10コース実施）

参加状況

	5	6	7
妊婦延べ数	475	451	419
夫延べ数	340	326	312
その他	0	0	0
計	815	777	731

（母子保健係）

子ども・子育て支援

(ウ) やまとイクメン講座

男性の育児参加を促し、夫婦で協力して育児に取り組むことの大切さを考える機会を提供する。

参加状況

	5	6	7
妊婦延べ数	35	35	51
夫延べ数	36	38	55
その他	4	0	0
計	75	73	106

(母子保健係)

(エ) 離乳食教室

4～8 か月児を持つ親を対象に、離乳食の進め方と育児について、離乳食のつぶし体験等を交えた講座を開催。一部、母親父親（プレママ・パパ）教室と合同で実施し、交流の機会としている。

	5	6	7
開催回数	24	24	24
参加者数	409	465	412

(母子保健係)

(オ) 幼児（1歳児育児）教室

1歳～1歳3か月児を持つ親子を対象に、離乳食完了期から幼児食への移行の食事と咀嚼の大切さ及び育児・卒乳についての講座を開催。

	5	6	7
開催回数	12	6	6
参加者数	264	249	253

(母子保健係)

(カ) 幼児食（おべんとう）教室

3歳以上の親子を対象に、幼児期のおべんとう作りを通して食事と育児についての講座を開催。

	5	6	7
開催回数	2	3	3
参加者数	32	63	43

(母子保健係)

(キ) 定例育児相談（電話相談等随時相談除く）

乳幼児期における栄養・疾病予防等について、個別相談を行い、乳幼児の健康の保持増進とともに保護者の育児支援に努める。

	5	6	7
開催回数	36	12	12
参加者数	921	550	458

※地域での育児支援・相談場所の充実により、令和6年から事業回数を見直し実施。

(母子保健係)

(ク) おやこ教室

1歳6か月児健康診査後のことばの遅れ等、心理発達面に不安のある子とその保護者を対象に、ふれあい遊び等を体験する場を提供し、子どもの発達を促すとともに、親子のよりよい関係づくりへの支援を行う。

	5	6	7
開催回数	24	24	24
参加者数	386	362	374

(母子保健係)

(ケ) 2歳児歯科相談

むし歯の好発年齢にさしかかっている2歳児を対象に、希望者に歯科健診や歯みがき指導を実施するとともに生活習慣や食事面の個別相談を実施。

	5	6	7
開催回数	12	6	6
参加者数	179	103	110

(母子保健係)

(コ) 子育て何でも応援メール配信

妊娠期から3歳になるまでの乳幼児を養育する保護者を対象に、子ども（胎児を含む）の月齢に合わせた育児情報やアドバイス、市からの子育て情報をLINE等でタイムリーに配信。

登録者数

(単位：人)

	5	6	7
マタニティ子育て何でも応援メール	250	197	124
子育て期子育て何でも応援メール	518	966	1,183
計	768	1,163	1,307

※令和6年7月より、配信年齢1歳から3歳までに拡大、やさしい日本語での配信を開始。

(母子保健係)

(サ) 食育講演会

大和市食育推進計画に基づき、就学前の子どもを持つ保護者、食に関心のある市民を対象に、正しい食育の知識を伝え、心身ともに健康な子どもを育成することを目的に開催。

	5	6	7
開催回数	2	2	2
参加者数	130	140	90

(母子保健係)

(シ) 食事支援教室（こどもピクニック）

主に摂食機能の獲得に関する助言を行うことを目的に開催（離乳食の頃～幼児食への移行期のお子さんと保護者が対象）。

※令和6年度までは低体重児育児支援教室（ちびっこピクニック）という名称で開催。

	5	6	7
開催回数	21	22	16
参加者延べ数	45	46	31

(母子保健係)

ウ. 妊産婦・乳幼児訪問指導

(ア) 妊産婦及び乳幼児の健診や相談後及び医療機関から依頼された方の継続支援を行う。

また、「乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）」として、おおむね4か月までの乳児家庭に対する育児支援や情報提供を目的に保健師・助産師・看護師・管理栄養士が家庭訪問を行う。

実施状況

	5	6	7
妊産婦延べ数	2,006	1,869	1,796
乳幼児延べ数	2,220	2,049	1,902
その他	395	375	325

※その他：妊産婦以外の父母や祖母等

乳児家庭全戸訪問事業（上記再掲：実数）

	5	6	7
訪問件数	1,856	1,732	1,586

(母子保健係)

子ども・子育て支援

(イ) 産前産後サポート事業

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに家庭や地域での妊関する悩み等について相談支援を行い、産婦等の孤立感の解消を図ることを目的として「助産師さん何でも相談」を実施。

	5	6	7
相談者延べ数	1,638	1,587	1,494

(母子保健係)

エ. 永久歯萌出期歯科保健支援事業

永久歯萌出期のむし歯予防啓発事業として、大和綾瀬歯科医師会の歯科医師が、永久歯萌出期にある4～5歳児とその保護者、教諭等を対象に講習会等による歯科保健指導を実施。

また、管理栄養士が幼児期の食に関する情報提供も実施。

	5	6	7
指導者講習会参加者数	28		14
歯科講演会参加者数		17	

(母子保健係)

オ. 不妊治療（先進医療）費助成事業

不妊に悩む夫婦（事実婚を含む）に対する経済的支援として、体外受精・顕微授精の保険診療と併せて先進医療を受けた方を対象に、先進医療にかかった費用の一部（上限5万円）を助成。

	5	6	7
助成件数	—	162	306
平均助成額（円）	—	39,426	40,196

※令和6年4月より事業開始

(母子保健係)

カ. 不育症治療費助成事業

不育症に悩む夫婦に対する経済的支援策として、不育症治療費の一部（保険診療外の医療費における自己負担額の年度の上限30万円）を助成。

	5	6	7
助成件数	4	2	2
平均助成額（円）	129,250	130,000	112,500

(母子保健係)

キ. 出産費用助成事業

第3子以降を出産した夫婦に対する経済的支援として、出産費用の一部（自己負担額から出産育児一時金などを控除した額の1/2、上限5万円）を助成。

※令和6年度末で事業終了、令和7年度は経過措置として実施。

	5	6	7
助成件数	91	94	63
平均助成額（円）	43,330	39,000	39,810

(母子保健係)

ク. 未熟児養育医療給付事業

出生体重 2,000 グラム以下又は諸機能が特に未熟な乳児に対し、指定医療機関での入院中の保険診療費及び食事療養費（ミルク代）を給付する。

対象者と医療助成費の推移

	5	6	7
支払決定実人数（人）	79	83	89
助成件数	166	214	191
医療助成費（円）	13,510,856	38,117,223	18,537,487

（手当医療係）

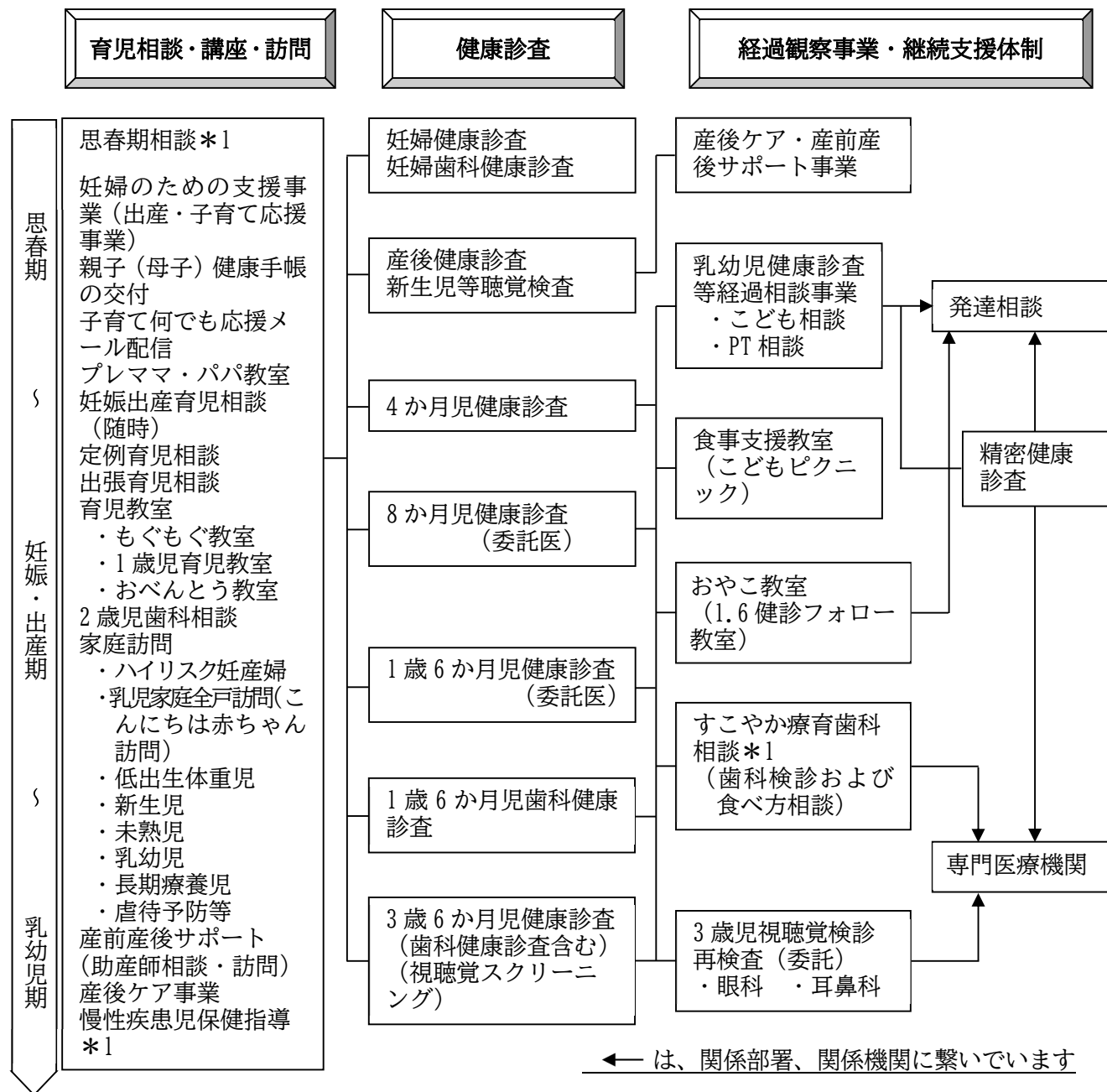
ケ. 産後ケア事業

医療機関や助産院等に委託し、出産後 4 か月になる前日までの母子に対しては宿泊型・通所型、出産後 1 年になる前日までの母子に対しては訪問型による心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して健やかな育児ができるよう支援を行う。

	5	6	7
申請者数	405	768	812
利用者延べ数	1,010	1,936	2,002

（母子保健係）

大和市すくすく子育て課母子保健施策体系図（令和7年度）



子育て何でも相談・応援センター（こども家庭センター）

・子育てに関わる悩み・相談のワンストップ相談拠点

<医療費助成など>

不妊治療（先進医療）費助成

不育症治療費助成

子ども医療費助成、未熟児養育医療等*3

第3子以降出産費用助成

小児慢性特定疾患医療費助成*1

<予防接種事業>

*2

<地域の子育て支援拠点>

子育て支援センター・こどもーる・地域育児センター

子育てサロン・育児サークル等*3

ファミリーサポートセンター事業

子育て世帯訪問支援事業

子育て短期支援事業

親子関係形成支援事業

要保護児童対策地域協議会等

<医療的ケア児の支援>

医療的ケア児等コーディネーターの支援

*1 厚木保健福祉事務所大和センター *2 医療健康課 *3 こども総務課

（母子保健係）

9. 青少年健全育成

(1) 青少年健全育成都市宣言推進事業

明るくたくましい青少年が育つ都市宣言

大和市のあすをにない、友愛にみちた住みよい社会を築くのは青少年である。
青少年が自己の行動に自覚と責任をもち、心身ともに明るくたくましく成長することは、すべての市民の願いである。

この願いを実現するため、青少年自らの努力を期待するとともに、家庭、学校をはじめ地域社会が一体となり、市民の総力をあげて青少年育成の施策を推進することを決意し、ここに大和市を「明るくたくましい青少年が育つ都市」とすることを宣言する。

(昭和 57 年 4 月 1 日)

ア. 青少年問題協議会

地方青少年問題協議会法及び市条例に基づき、青少年の指導育成及び矯正に関する総合的施策の樹立と適切な実施に期するため、関係行政機関の連携を図ることを目的に設置されています。

また、「明るくたくましい青少年が育つ都市宣言」推進を目指して、青少年善行ほう賞及び青少年育成活動推進者表彰を行っています。

	内 容
7 月	第 1 回協議会 ・ 青少年問題に関する現状報告について ・ 令和 7 年度の主な青少年育成事業について ・ 第 53 回大和市青少年健全育成大会について ・ 青少年育成に関する各団体の取り組みについて
8 月	大和市青少年健全育成大会表彰選考委員会 ・ 青少年育成活動推進者表彰について ・ 青少年善行ほう賞表彰について
9 月	第 2 回協議会 ・ 令和 7 年度大和市青少年健全育成大会被表彰者の選考について ・ 第 53 回大和市青少年健全育成大会について
11 月 22 日	第 53 回大和市青少年健全育成大会 ・ 青少年育成活動推進者及び青少年善行ほう賞表彰 ・ 青少年健全育成作文集「明るくたくましく」掲載者の表彰 ・ 青少年健全育成作文発表（代表者朗読） ・ こども体験事業発表会

(こども青少年育成係)

子ども・子育て支援

イ. 都市宣言関連事業

第 53 回大和市青少年健全育成大会

青少年健全育成は、家庭・学校・地域社会が相互の連携を密にし、市民総ぐるみで取り組む必要があります。そこで、市民各層を主体とした多様な青少年育成活動を喚起し、幅広く市民へ啓発することで、青少年健全育成の効果的な推進を図ることを目的に開催しました。

日 時 令和 7 年 11 月 22 日（土）

14:00 開式

会 場 大和市保健福祉センターホール

主 催 大和市青少年問題協議会
大和市・大和市教育委員会

内 容 青少年善行ほう賞表彰 個人 2 人 団体 1 組
青少年育成活動推進者表彰 個人 16 人
青少年健全育成作文集「明るくたくましく」掲載者表彰 33 人

(ア) 青少年善行ほう賞

青少年の、善い行いをほめたたえ、その善意をのぼし、自信を深めることで、明るい社会を建設する心を育てていくことを目的に表彰しています。

(イ) 青少年育成活動推進者表彰

青少年活動の推進力となって、積極的な活動を続けている方に対して、その功績に感謝の意を表し、青少年健全育成活動の発展に資する目的で表彰しています。

(ウ) 青少年健全育成作文集「明るくたくましく」掲載者表彰

市内公立・私立の小学校 5 年生、中学校 2 年生及び高校 2 年生を対象に、青少年健全育成に関する作文を募集し、応募者の中から 1 名の代表者を作文集「明るくたくましく」に掲載するとともに表彰しています。

（こども青少年育成係）

(2) 児童館管理運営事業

児童に健全な遊びを与えるとともに健康を増進し、かつ情操を豊かにする目的で市内に 22 の児童館を設置し、指導員のもとに様々な活動が行われています。

日常活動としては、手作り工作・人形づくり・切り絵などの工作や卓球・ゲームなどの遊びを児童自身が自由に選びながら活動をしています。

また、各館では自主事業として、卓球大会、体力ゲーム記録会や、子どもの日の集い・七夕・クリスマスなど季節の行事や伝承あそびなどが行われています。

児童館設置状況

児童館名	所在地	電話	施設面積(㎡)	敷地面積(㎡)	設置年月日
子 安	上草柳 9-11-20	263-4403	175.16	594.36	S48. 4. 1
上 和 田 東	上和田 2897	268-1770	170.10	543.67	S48. 6. 1
公 所	下鶴間 504-1	273-9481	140.93	951.90	H 1. 4. 1
中 央 林 間	中央林間 6-26-7	276-8121	129.72	986.48	H 3. 3. 1
緑 野	中央林間西 4-27-3	276-1816	130.95	1,000.00	S62. 4. 1
下 鶴 間	下鶴間 2880-2	276-3407	118.50	610.09	S56. 6. 1
南 林 間	南林間 7-14-24	276-3643	149.61	700.00	S59. 4. 1
鶴 間	鶴間 2-12-35	276-3736	143.77	1,015.05	S59.11. 1
西 鶴 間	西鶴間 2-4-20	276-3447	149.56	403.47	S57. 4. 1
深 見 北	深見 498-5	262-6030	136.37	964.44	H 3. 3. 1
上 草 柳	上草柳 5-3-11	264-0012	75.24	476.00	H 6. 4. 1
深 見 中	深見台 4-10-29	264-7611	148.66	751.10	S60. 4. 1
桜 森	桜森 3-5-21	264-7629	150.76	800.46	S61. 4. 1
草 柳	下草柳 552-1	264-1355	129.30	955.00	H 5.11. 1
深 見 南	深見台 1-9-19	262-2671	140.00	902.13	H 1. 4. 1
下 草 柳	中央 6-5-19	264-5110	154.36	560.82	S58. 4. 1
柳 橋	柳橋 2-12-2	268-8505	146.05	782.34	H 3. 3. 1
桜 丘	上和田 860-1	269-8047	159.46	782.02	S58. 4. 1
福 田	代官 1-22-3	269-9390	140.53	800.03	S62. 4. 1
上 和 田 西	上和田 2700-18	269-8317	146.14	759.00	S60. 4. 1
下 福 田	福田 611-1	268-1577	155.01	939.69	S57. 4. 1
下 和 田	下和田 791-2	267-8500	136.13	918.24	S63. 4. 1

※子安と上和田東は、児童館のみの単独館。その他の児童館は、大和市コミュニティセンターと併設。
(こども青少年育成係)

子ども・子育て支援

利用状況

児童館名	利用人数			児童館名	利用人数		
	年間	月平均	1日平均		年間	月平均	1日平均
子安	4,760	397	16	深見中	3,133	261	10
上和田東	3,578	298	12	桜森	4,700	392	15
公所	2,957	246	10	草柳	4,167	347	14
中央林間	3,767	314	13	深見南	3,114	260	10
緑野	8,066	672	26	下草柳※	2,159	216	8
下鶴間※	2,742	249	10	柳橋	2,666	222	9
南林間	6,824	569	22	桜丘	4,316	360	15
鶴間	2,208	184	7	福田	3,565	297	12
西鶴間	4,668	389	16	上和田西	2,858	238	9
深見北	1,987	166	7	下福田※	1,901	317	14
上草柳	2,295	191	8	下和田	2,672	223	9
				全館合計	79,103	—	—

(こども青少年育成係)

※下鶴間児童館は、R8.3.9～R8.3.31まで工事の関係で閉館。月平均は11ヶ月として計算。

※下草柳児童館は、R8.1.1～R8.2.28まで工事の関係で閉館。月平均は10ヶ月として計算。

※下福田児童館は、R7.3.1～R7.10.18まで工事の関係で閉館。月平均は6ヶ月分として計算。

(3) こども食堂支援事業

共働き家庭やひとり親家庭等で夜遅くまでひとりで過ごす子どもたちの「孤食」を少しでも減らし、子どもが安心できる地域の居場所づくりと保護者への子育て支援を目的として、安価な料金で食事の提供等を行う「こども食堂」を運営する団体に、その運営費用の一部を補助しています。

こども食堂名	運営団体	令和 7 年度 実施回数/参加人数
	実施場所	
りんかんこども食堂	一般社団法人地域創生会	37 回/533 人
	中央林間 9-3-36 1 階	
ももこごはん	特定非営利活動法人ももこ	12 回/249 人
	中央林間 4-10-14 ハウス中央林間 104	
南林間あかりのこども食堂	一般社団法人地域創生会	11 回/189 人
	南林間 1-6-1 TBC ビル八番館 1 階	
子供食堂はぐく	特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウス	12 回/142 人
	南林間 7-1-15 地域家族しんちゃんハウス南林間	
子供食堂はぐくドゥー	特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウス	24 回/372 人
	南林間 6-7-3 地域家族しんちゃんハウス西鶴間	
わにわに食堂	特定非営利活動法人さくらの森・親子サポートネット	48 回/1349 人
	桜森 3-4-13 桜森スクエアⅢ みんなのスペースわにわに	
クレイヨンピピー	社会福祉法人県央福祉会	12 回/285 人
	大和東 1-6-11 ナチュラルカフェクレイヨンピピー	

(こども青少年育成係)

子ども・子育て支援

(4) 放課後児童クラブ事業

ア. 公営及び委託民営放課後児童クラブ

保護者の就労や疾病等により昼間、保護者が家庭にいない等の児童に対し、授業の終了後に小学校の
余剰教室等を活用して適切な遊びや生活の場を提供し、対象児童の健全育成を図ることを目的として、
市内 19 小学校区すべてに公営及び事業委託した民営の「放課後児童クラブ」を開設しています。

公営及び委託民営放課後児童クラブ設置状況

(令和 8 年 5 月 1 日現在)

児童クラブ名	所 在 地	電 話	開設年月日	入会児童数
中央林間児童クラブ	中央林間 9-54-1 (中央林間小内)	276-3579	S61. 4. 1	163
北大和児童クラブ	下鶴間 685 (北大和小内)	276-8142	S63. 4. 1	111
緑野児童クラブ	中央林間西 5-3-1 (緑野小内)	276-5175	S60. 9. 1	163
林間児童クラブ	林間 1-5-18 (林間小内)	272-1919	H10.10. 1	200
大野原児童クラブ	上草柳 7-4-26 (大野原小内)	264-7830	S61. 4. 1	119
大和児童クラブ	深見西 8-7-1 (大和小内)	264-3321	H 8. 4. 1	114
大和東児童クラブ	深見 1805 (大和東小内)	262-3388	H12. 4. 1	107
文ヶ岡児童クラブ	桜森 3-16-31 (文ヶ岡小内)	264-7974	H12. 4. 1	73
草柳児童クラブ	中央 3-6-1 (草柳小内)	263-0265	S60. 9. 1	66
深見児童クラブ	深見台 2-9-1 (深見小内)	263-8983	S62. 4. 1	105
柳橋児童クラブ	柳橋 1-17-7 (柳橋小内)	264-7817	S61. 4. 1	74
引地台児童クラブ	草柳 3-1-2 (引地台小内)	261-1914	H21. 4. 1	63
桜丘児童クラブ	上和田 832 (桜丘小内)	269-7339	S60. 9. 1	72
福田児童クラブ	福田 5-22-1 (福田小内)	269-7239	S60. 9. 1	97
上和田児童クラブ	上和田 2695 (上和田小内)	268-8755	H 3. 4. 1	35
渋谷児童クラブ	渋谷 7-10 (渋谷小内)	269-7340	S60. 9. 1	129
下福田児童クラブ	福田 570 (下福田小内)	269-5216	S61. 4. 1	108
学童保育レインボー クラブ※	南林間 9-1-24 (南林間小学校区)	276-5525	S57. 4. 1	93
西鶴間わんぱく児童 健全育成クラブ※	南林間 1-13-3 (西鶴間小学校区)	276-5612	S56. 4. 6	90
入会児童数合計				1,982

※市からの業務委託による運営

(こども青少年育成係)

イ. 民営放課後児童クラブ

公営及び委託民営放課後児童クラブに入会できない（入会保留児童）を受け入れた、9ヶ所の民営放課後児童クラブに補助金を交付しています。

民営放課後児童クラブ設置状況

（令和8年5月1日現在）

児童クラブ名	主な 小学校区	所 在 地	電 話	設立年月日	入会児童数
あさひキッズクラブ	中央林間小	中央林間 4-21-3	208-4111	H27. 4. 1	13
WARABE キンダーハウス	北大和小	下鶴間 413-5	273-0038	H17.10. 1	75
つきみ野学童クラブ HAPPY KIDS CLUB	北大和小	下鶴間 423-1	283-0660	H20. 4. 1	36
レインボークラブ つきみ野	北大和小	つきみ野 2-7-4	409-0508	H31. 1. 1	48
レインボークラブ 緑野	緑野小	中央林間西 5-4-43	204-8512	R 5. 4. 1	53
レインボークラブ 林間	林間小	林間 1-5-8	070-1263- 0684	R 7. 4. 1	62
あかりのまなび舎	林間小	南林間 1-6-1	080-6427- 5656	R 6. 4. 1	23
地域家族しんちゃん ハウス（南林間）	南林間小	南林間 7-1-15	275-7955	H13.10. 1	61
地域家族しんちゃん ハウス（西鶴間）	西鶴間小	南林間 6-7-3	207-4693	H26. 4. 1	90
入会児童数合計					461

（こども青少年育成係）

(5) 親子ふれあい推進事業（親子ナイトウォークラリー）

親子で大和市の史跡、名所を歩き、郷土愛を深め育てながら、チームワーク、注意力、決断力を養い、親子のふれあいを深めることにより青少年の健全育成を図ることを目的に、青少年指導員連絡協議会に事業を委託して開催しています。

日時 令和7年7月12日（土）

コース 草柳小学校をスタートする3コース（4km、6km、8km）

応募者 521人 145チーム

当選者 473人 130チーム

内容 2～7人の親子を一組とし、コマ地図に従い歩き、チェックポイントの問題に回答しながら、ゴールを目指します。順位は、隠しタイムや、各チェックポイントの得点などで競います。

（こども青少年活動推進係）

子ども・子育て支援

(6) こども体験事業

子どもたちが、様々な体験を通して、豊かな感性やリーダーシップ等を育み主体的に活動できる青少年を育成することを目的に実施しています。令和7年度については訪問先を岩手県陸前高田市とし、2泊3日の日程で東日本大震災の震災遺構見学や様々な体験、現地の方と交流を行いました。また、宿泊研修での体験を振り返り、感想や学んだことを青少年健全育成大会で発表しています。

事業内容 2泊3日の現地宿泊研修以外に、事前研修2回、事後研修4回、震度体験講座、活動発表を実施

実行委員会 一般公募による高校生以上の青少年10人、青少年育成活動や事業に関する専門的な知識を持つ団体などの団体代表4人、計14人で構成される実行委員会を組織し、事業の企画・運営を委託して実施

参加者 小学生20人、中学生10人（※参加者30名のうち1名途中辞退）
(こども青少年活動推進係)